

2 0 2 4 年 度

学 生 便 覧

武蔵野学院大学大学院
武 蔵 野 学 院 大 学
武 蔵 野 短 期 大 学

目 次

○武蔵野学院大学 建学の精神・教育目的及び方針	1
○武蔵野短期大学 建学の精神・教育目的及び方針	3
I 沿革（戦後を中心に）	5
II 武蔵野学院大学・武蔵野短期大学校歌	6
III 武蔵野讃歌（学院歌）	7
IV 組織・機構	8
1. 組織図	8
2. 教員組織	9
V 各部署・事務局等の業務	12

武蔵野学院大学

I 教育計画（行事予定）抜粋	17
II カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）	18
III ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）	20
IV 卒業要件	21
V 単位数の上限	21
VI 教育課程表	22
VII 免許と資格等	25
1. 教員免許状（英語科）取得の要件	25
2. 日本語教員養成課程修了証取得の要件	29
3. 社会福祉主事任用資格取得の要件	31

武蔵野短期大学

I 教育計画（行事予定）抜粋	35
II カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）	36
III ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）	36
IV 卒業要件	37
V 単位数の上限	37
VI 教育課程表	38
VII 教員免許状・保育士証取得の要件	41
VIII 社会福祉主事任用資格取得の要件	41

武蔵野学院大学・武蔵野短期大学

I 授業及び単位の認定等について	45
1. 授業時間	45
2. 履修申請の手続き	45
3. 休講	45
4. 単位の計算	45
5. 単位の認定	45
6. 成績評価	46
7. 試験	46
(1) 定期試験	46
(2) 追試験	46
(3) 注意事項	46
8. 出欠確認	46
9. 学士	47
10. 短期大学士	47
11. 留学生	47
12. 公欠	47
13. 単位認定	47
II 学生生活について	48
1. 学生相談	48
2. 奨学金	48
3. 授業料	48
4. 健康診断（保健室）	49
5. 欠席・休学等	49
(1) 欠席	49
(2) 休学・復学	49
(3) 退学	50
(4) 再入学	50
6. 表彰	50
7. 懲戒	50
8. その他	50
(1) 告示	50
(2) 学生証	50
(3) 学籍簿記載の変更について	50
(4) 掲示	51
(5) 印刷物配付	51
(6) 集会	51
(7) クラブ合宿・試合・発表等	51
(8) 団体	51
(9) 施設・設備の利用	51
(10) 四輪・自動二輪車及び自転車	51
(11) 喫煙	52

(12) 電話の取次ぎ・外来者の同伴・物品の販売	52
(13) 遺失物・拾得物	52
(14) 学割	52
(15) ロッカー	52
(16) 学バス	52
Ⅲ 大学行事について	53
Ⅳ 地域貢献	53
Ⅴ 就職について	54
1. 就職指導	54
2. 就職斡旋	54
3. 進学指導	54
4. 就職部	54
Ⅵ 図書館利用について	55
1. 開館時間	55
2. 利用資格	55
3. 館内閲覧	55
4. 館外貸出	55
5. 貸出手続	55
6. 返却手続	55
7. 帯出に伴う責任	56
8. 汚損・紛失に伴う責任	56
9. コンピュータ・コーナーの利用	56
10. 学生証の携帯	56
11. その他	56
Ⅶ 体育施設について	57
1. 概要	57
2. 体育施設使用について	57
Ⅷ 学友会について	59
○武蔵野学院大学学則	60
○武蔵野短期大学学則	74

武蔵野学院大学大学院

○武蔵野学院大学大学院 建学の精神・教育目的及び方針	91
I 教員組織	94
〔博士前期課程〕	
II 教育計画（行事予定）抜粋	96
III カリキュラム・ポリシー	97
IV ディプロマ・ポリシー	98
V 修了要件	99
VI 教育課程表	100
VII 研究指導について	101
VIII 修了年限	101
IX 資格について	102
〔博士後期課程〕	
X カリキュラム・ポリシー	102
XI ディプロマ・ポリシー	103
XII 修了要件	104
XIII 教育課程表	104
XIV 研究指導について	105
XV 修了年限	107
XVI その他	107
○武蔵野学院大学大学院学則	108
・主な在学生用証明書・願届書一覧	122
・校舎平面図	123
・武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学・武蔵野短期大学施設一覧	128

※本書に記載されている内容は、2024年3月6日時点のものです。

武蔵野学院大学 建学の精神

武蔵野学院大学学長
高橋 暢 雄

私共武蔵野学院は明治45年設立の歴史ある学院です。明治・大正・昭和・平成・令和と変化する時代に合わせ、社会に貢献する有為の人材を養成してきました。現在では「社会を構成する多くの他者たちを、おのおのの立場を踏まえて等身大に理解し、協調・尊重して共に前進していく」ことを目指して「他者理解」という建学の精神を学院全体で掲げています。その精神を尊重しながら社会に資する先進的職業人として自覚を持った人物となってもらうことを目指しています。

昭和56年に現在地に誘致され武蔵野短期大学を設置して以来、時代の要請に合わせた高等教育を行い、平成3年には武蔵野短期大学に国際教養学科を設置しました。リベラルアーツと呼ばれる人間が生きるための基礎教養を軸に、後戻りしない日本の国際化と世界に向かって日本を本質的に説明することや海外文化への尊重等の重要性を踏まえたカリキュラムを設置し、高い評価をいただくことが出来ました。

その後、更なるグローバル化・ボーダーレス化の進行と共に、国籍や言語、民族や文化の違いを超えて高度なコミュニケーションを修得した人材の育成という社会の要請が高まりました。そこで多面的かつ国際的な視野からものごとを考えることが出来る柔軟な思考力と、新しい社会変化に柔軟に対応する洞察力と感受性に、新たな方向性としての創造力を備える人材の養成を目指して、単に知識の習得にとどまらず、他者理解に基づいた共生の理念を持って国際社会と向き合える様、様々な教育体制を整えて、武蔵野短期大学国際教養学科を発展解消して、平成16年武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部を新設しました。

さらに、より高度な研究体制を整え、次世代を支える研究者の育成を目指して、平成19年には武蔵野学院大学大学院修士課程を、平成23年には武蔵野学院大学大学院博士後期課程を設置して、武蔵野学院大学の教育レベルの質の保証を行いました。

武蔵野学院大学は小規模学部であるメリットを活かして、1年次2年次に担任制を、3年次4年次にはゼミナール教育を必修科目として設置することで、先生方と学生の皆さんの距離を近づけ、「みんなでみんなを」という一体化を心がけています。それにより学生の皆さんひとりひとりがテーマを持って学生生活を進めやすい体制を整えると共に、様々な学術分野や教職といった多様な学びに対応しています。

AIの発達等、これからの社会はますます進化・変容していきます。現時点での社会の高度な知識を習得すると共に、それを様々な職業等に活かすべく、活きた智恵として自らが理解し活用することが重要になります。まずは自分自身を理解尊重し、周囲を理解尊重し、社会を理解尊重して、自分のタイプや問題意識に合ったテーマをそれぞれが持ち、少しずつでも前進していくことを忘れないでください。

武蔵野学院大学 建学の精神

「他者理解」

武蔵野学院大学 教育目的

武蔵野学院大学は、教育基本法・学校教育法及び建学の精神に基づき、教育を社会との関連において捉え、他者理解を根底においた創造的な知性と豊かな人間性、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度及び高度情報化社会に対応できる諸能力をそなえ、我が国及び国際社会の発展に寄与する主体性のある人材の育成を目的とする。

(武蔵野学院大学学則 第1条)

国際コミュニケーション学部の教育目的及び方針

国際コミュニケーション学部の目的を次のように定める。

現代社会では、「グローバル化」「ボーダーレス化」が進み、異文化に対する理解、尊重や相互交流、地球的・多角的な視野が求められている。又、その前提としての自国文化・日本事情への理解や、少子高齢化に伴う異なる世代への理解力も期待されている。変化が速い社会にあっては、法律、政治、経済等への理解も必須である。このような社会にあって、本学では、国際的な視野をもち、自己や自国文化、および多様な他者に対する理解力に裏付けられた人材の養成を目指す。

国際コミュニケーション学科の目的を次のように定める。

- (1) 国際語である英語の能力、プレゼンテーション、ビジネス、インターネット等の応用力を習得し、仏語、中国語、韓国語といった語学能力の幅を広げること。
- (2) 異文化や国際社会を理解すること。
- (3) 自国文化や歴史、社会を理解すること。
- (4) 乳幼児や高齢者等を理解すること。
- (5) ボランティアやインターンシップ、海外研修等の「行動・体験」の領域を重視すること。

(武蔵野学院大学学則 第4条)

また、教育目的をふまえてディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を定めている。

武蔵野短期大学 建学の精神

武蔵野短期大学学長

高橋 暢 雄

私共武蔵野学院は、明治45年設立時より幼児教育を時代の要請に合わせて標榜してきました。変化する時代の中で社会に貢献出来る主体性のある人材を育成し続ける使命を銘じて、現在では「社会を構成する多くの他者たちを、おのおのの立場を踏まえて等身大に理解し、協調・尊重して共に前進していく」ことを目指して「他者理解」という建学の精神を学院全体で掲げています。

武蔵野短期大学は、地域の要請により誘致され、昭和56年に開学しました。次世代を担う子どもたちの可能性を開き、子育て支援への社会環境を理解しながら、教育者・保育者としての専門的知識や見識を身につけ、実践的能力を有した人材の養成に努めてきました。教育・保育という分野を社会発展との関連性で捉え、更に国際感覚を持つことで、閉じた場として現場を見るのではなく、子どもたちの未来を見据えた社会性と広い視野で現場に立ち、自ら現場を認識し、それらを判断し行動する有為の人材を理想として、「一目置かれる教育者・保育者」となってもらうことを目標として活動しています。

少子高齢化や教育現場の難しさが多方面から叫ばれる中、幼児教育の果たす社会的な役割はますます高まっていることはご承知の通りです。以前の時代と比較して、子育てを巡る諸問題の深さが、今後増していくことは必定であり、幼稚園教諭や保育士の果たす役割や責任も大きくなると考えられます。

これらを踏まえて、武蔵野短期大学では「他者理解」という建学の精神に沿った見識と、教育者・保育者の担う専門的知識や能力を、共に身につけ、現代の高度情報化社会に対応する人材を養成することを目標に、全ての教育活動を展開しています。

武蔵野短期大学で学ばれる学生の皆さんは、「知識」というベースを習得するばかりでなく、実習等で現場の子どもたちを肌で感じて実感として高めることを重要視して、実践的な「智慧」に高めることを心がけてください。そうして学びを深めるうちに、色々な分野との類似性や相違点が見えてきて、それが「知性」として定着してくると思います。皆さんが一日も早く信頼される先生となれる様、教職員一同でサポートいたします。これからの時代にも教育者・保育者は必要とされる仕事であるばかりでなく、感動と共に歩む「多くの方々から敬意を集める」お仕事だと思います。輝くあなたが子どもたちの未来を支える人となることはとても素晴らしいことです。「他者を理解」してあげて尊重しながら、「他者から理解」されて信頼される教育者・保育者になれる様、日々を楽しく前進してください。

武蔵野短期大学 建学の精神

「他者理解」

武蔵野短期大学 教育目的

本学は、教育基本法・学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、建学の精神「他者理解」に基づき、社会に寄与する主体性のある人材を育成することを目的とする。

- (1) 幼児教育に関して実践的能力と深い愛情と使命感をもち信念をもって教育を行える幼稚園教諭を養成する。
- (2) 社会的使命感及び職業的自覚をもち、福祉に対して多様化しつつある社会的要請に精確に対応できる感覚と能力を備えた質の高い保育士を養成する。

(武蔵野短期大学学則 第1条)

幼児教育学科の教育目的及び方針について

建学の精神および本学の目的に基づき、本学科の目的を次のように定める。

- 1 広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、社会に寄与する主体性のある人材を育成すること。
- 2 幼児教育者・保育者としての深い愛情と使命感を持ち、信念を持って教育にあたる幼稚園教諭、保育士の養成をすること。
- 3 知的学習と実践的学習の調和、統合の上に自ら学習し体得したものを幼稚園教諭・保育士として効果的に発揮できるような実践的・実際的教育を重視すること。
- 4 創意と工夫により幼児教育者・保育者としての職務を現場で十分に達成できるよう基礎的な研究能力と積極的な研究態度を身に付けさせること。

(武蔵野短期大学学則 第4条)

また、教育目的をふまえて幼児教育学科としてディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を定めている。

I 沿 革（戦後を中心に）

明治45年	東京都日本橋に大橋幼稚園を開設
昭和44年3月20日	高橋一彦先生理事長就任
昭和56年1月16日	武蔵野短期大学設置認可
昭和56年4月1日	武蔵野短期大学開学 田健一先生初代学長就任
昭和56年4月8日	武蔵野短期大学開学式（幼児教育学科）挙行
昭和57年1月21日	武蔵野短期大学第3体育館完成
昭和57年4月1日	高橋一彦先生学長に就任／武蔵野短期大学附属幼稚園開園
昭和58年2月14日	保母養成所指定認可
昭和61年7月1日	長野裕先生学長に就任
平成2年12月21日	武蔵野短期大学国際教養学科設置認可
平成3年4月1日	武蔵野短期大学国際教養学科開学
平成4年10月13日	武蔵野学院創立70周年祭挙行
平成5年4月1日	高橋一彦先生学長に就任
平成5年5月15日	武蔵野短期大学附属幼稚園新園舎完成
平成6年9月26日	武蔵野短期大学図書館竣工
平成7年7月3日	北海道キロロレジデンス竣工（平成8年6月28日体育館完成）
平成7年9月28日	高橋記念講堂竣工
平成10年6月10日	高橋一彦先生銅像建立／武蔵野短期大学温水プール竣工
平成11年12月11日	高橋暢雄先生理事長に就任
平成11年12月16日	高橋暢雄先生学長に就任
平成12年5月20日	武蔵野短期大学体育館竣工
平成15年11月27日	武蔵野学院大学設置認可
平成16年2月19日	武蔵野学院大学教員免許課程（英語・情報）認定
平成16年3月1日	武蔵野学院大学、プレゼンテーション実務士、上級情報処理士の資格課程認定
平成16年4月1日	武蔵野学院大学開学 高橋暢雄先生初代学長に就任
平成17年3月31日	武蔵野短期大学国際教養学科廃止
平成18年4月1日	武蔵野学院大学、日本語教員養成課程開設
平成18年11月30日	武蔵野学院大学大学院（修士課程）設置認可
平成19年4月1日	武蔵野学院大学大学院（修士課程）開学
平成21年4月1日	武蔵野短期大学 宮本一史先生学長に就任
平成22年9月1日	武蔵野学院大学日本語別科開学
平成22年10月29日	武蔵野学院大学大学院日中コミュニケーション専攻博士後期課程設置認可
平成23年4月1日	武蔵野学院大学大学院日中コミュニケーション専攻博士後期課程開学
平成24年9月24日	武蔵野学院大学、実践キャリア実務士の資格課程認定
平成25年3月31日	武蔵野学院大学日本語別科廃止
平成29年4月1日	武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション専攻博士後期課程開学
令和元年9月1日	武蔵野短期大学 高橋暢雄先生学長に就任

II 武蔵野学院大学・武蔵野短期大学校歌

作詞／田 健 一
補詞／高橋 暢 雄
作曲／芥川 也寸志

Moderato ♩ = 92
mf

む さ し の の ち さ や ま の お か に い
ま が ー や く は く あ の ま な び や ち ち
ぶ の や ま な み いる ま の せ い ー り ゅ ー う こ だ
い より ひ と の ー す み ー し ー こ の ー ち ゆ た
か なる し ぜ ん め ぐ ー み あ り あ
あ ー む さ し の の こ こ ろ あ か る く な お く

武蔵野の地 狭山の丘に
今 輝く白亜の学舎
秩父の山並
入間の清流
古代より人の住みしこの地
豊かなる自然 恵みあり
あ、武蔵野の心 明るく直く

武蔵野の名 狭山の丘に
今 仰ぐわれらの学舎
創業の教え
清新の学芸
若人のゆく手開くこの手
豊かなる理想 実りあり
あ、武蔵野の旗を かがげて高く

狭山の丘 空澄みわたる
今 高く武蔵野の輪 学友と
青春の悩み
若人の歓び
携うて心結ぶこの日
遙かなる前途ともにあり
あ、武蔵野の夢よ われらと永遠に

Ⅲ 武蔵野讃歌 (学院歌)

作詞／西尾 尚子
作曲／三枝 成彰

1. きみのこい—ろのま—どのをあげゆび—でかぎ—むきに
 2. きみのこい—ろのま—どのをあげゆび—でかぎ—むきに
 3. きみのこい—ろのま—どのをあげゆび—でかぎ—むきに

たしかめていままみらいからにふいてかくれさわ
 がやくよいいまみおぞらにうみかえさしな
 あついはいいまみおぞらにうみかえさしな

やかなかまぜいのれれ } ひとがみなわすれたひとがみなわす
 かけるゆめををて

れてた { なおるやかなかな いきかたでむさしののだい
 のび

ちかからとびたるとりーになれれ

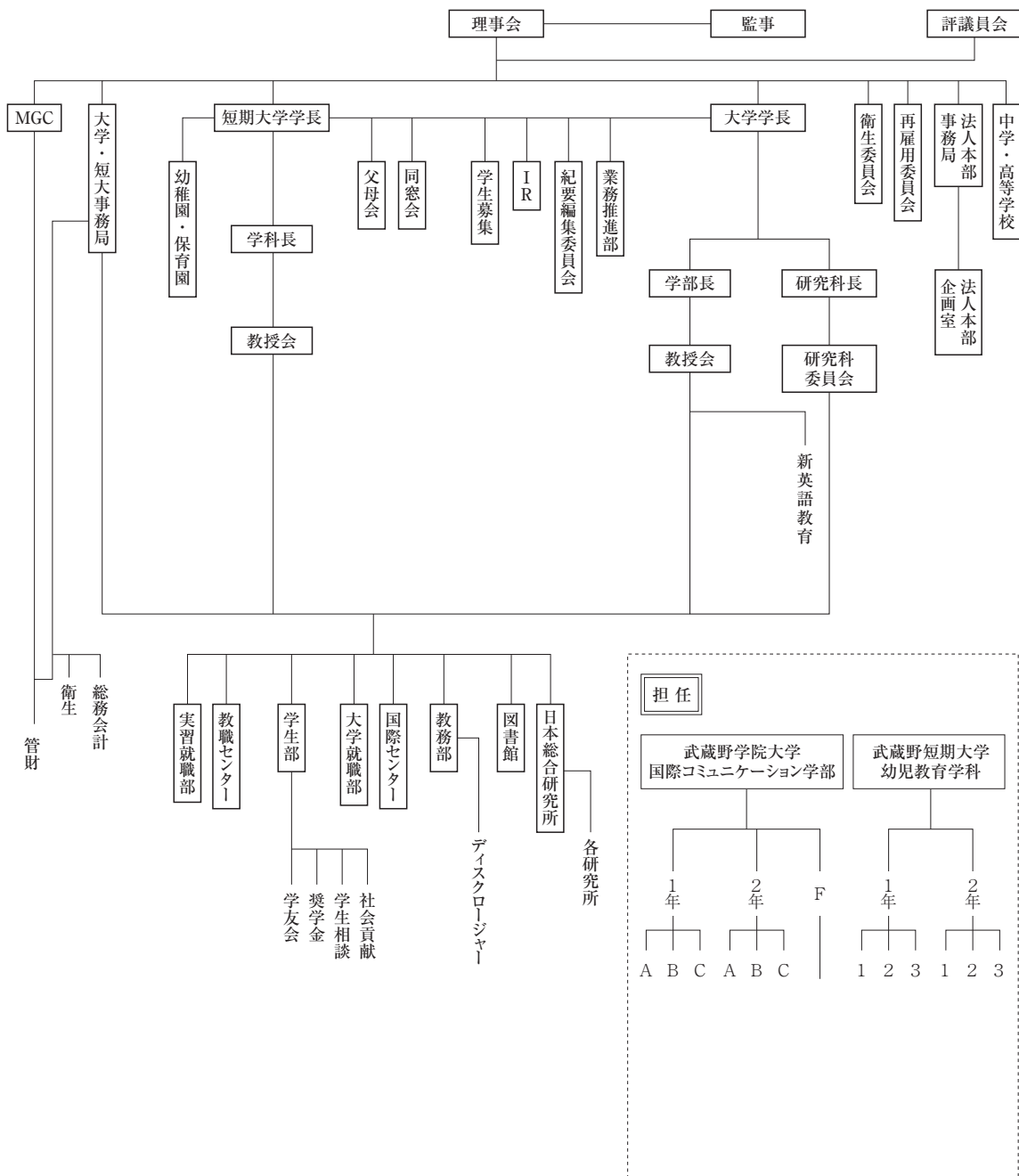
君の心の窓をあけ 指で風向き確かめて
 今 未来から吹いてくる さわやかな風に乗れ
 人がみな忘れてた 人がみな忘れてた
 なおやかな生き方で 武蔵野の大地から
 翔び立てる鳥になれ

君の愛するこの街が 色鮮やかに輝くよ
 今 青空に抱かれて しなやかに舞い上がり
 人がみな忘れてた 人がみな忘れてた
 ころやかな生き方で 武蔵野の大地から
 翔び立てる鳥になれ

君の想いは両手から あふれるほどに熱いはず
 今 波うねる海を越え はばたける夢を持って
 人がみな忘れてた 人がみな忘れてた
 のびやかな生き方で 武蔵野の大地から
 翔び立てる鳥になれ

IV 組織・機構

1. 組織図



2. 教員組織 (2024年3月6日時点)

武蔵野学院大学 国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科

[専任]

職名	氏名	おもな担当授業科目		大学院 担当
		武蔵野学院大学	武蔵野短期大学	
学長 教授	たか はし のぶ おお 高 橋 のぶ 雄	キャリア・デザイン1～6、 進路指導		○
副学長 学部長 教授	はやし たけし 林 たけし 猛	日本文化論2、演習1～4		○
副学長 研究科長 教授	さ さ き たかし 佐 さ き たかし 隆	ポップカルチャー論、英書講読1、総合 的な学習の時間の指導法、国際文化 交流、英語文学、英語科教育法II		○
教授	さわ ぐち としゆき 澤 口 俊 之	社会心理学		○
教授	たか はし ともみこ 高 橋 恵美子	日本文化論1、演習1～4、 海外研修		○
教授	とらんぶりーじふりー TRAMBLEY Jeffrey	AEL&S1・2、 CES1・2、EL&S1・2、 英語科教育法IV		○
教授	く ぼ た さとし 久 保 田 さとし 哲	日本社会論1・3、 演習1～4	政治学	○
教授	ふじ た こうじ 藤 田 公 司	基礎英語2、 ER&W2、 試験英語1・3		
教授	すな こ たけ ひこ 砂 子 岳 彦	情報処理入門、 DC演習1・2、情報リテラシー、 モバイル・コミュニケーション		○
教授	にし く ぼ えい じ 西 久 保 えい 司	日本語表現法、日本文化論2、 言語理解論、日本語語彙研究	文学	

※武蔵野短期大学担当は兼任として。

教授	和田賢治	国際関係、地域文化事情5、 演習1～4、海外研修		○
教授	はやし だい すけ 林 大 輔	英語討論、国際政治史、 通訳英語、Academic Writing、 CES4、演習1～4	英会話Ⅱ	○
准教授	よこ て しょう こ 横 手 尚 子	基礎英語2、 実務英語1～3、 演習1～4		
准教授	ちゅりー じょなさん CHERRY Jonathan	CES3～6、EL&S2		
准教授	あき もと み さき 穂 元 美 咲	AER&W1、ER&W2、 異文化コミュニケーション、 演習1～4、海外研修		○
講師	よう か 楊 華	海外研修		
講師	いい だ あけ み 飯 田 明 美	日本語Ⅰ～Ⅲ、日本語学概論、 日本語教育方法論、日本語学演習、 日本語教育実習、海外研修		○
講師	もり た まさ と 森 田 真 登	基礎英語1・2 ER&W1、AER&W2、 英語科教育法Ⅰ		
講師	かーず ぼーばら CASU Barbara	EL&S1・2、AEL&S1・2 地域文化事情3		○
講師	あお き ゆ き こ 青 木 由 紀 子	基礎英語1・2 ER&W1・2、AER&W1・2 教育原理		○
助教	きり た けい すけ 桐 田 敬 介	CES3・5、EL&S1 非言語コミュニケーション論 試験英語2、英書講読2		

武蔵野短期大学 幼児教育学科

[専任]

職名	氏名	おもな担当授業科目		大学院 担当
		武蔵野学院大学	武蔵野短期大学	
学長 施設長	たか はし のぶ にお 高 橋 暢 雄			
副学長 学科長 教授	の 野 むら ちなみ 野 村 和	教育方法（ICT活用を含む）、 教育課程総論、教育原理	教育社会学、教育方法、キャリアガイダンスⅣ、 保育実習指導Ⅰ、保育実習Ⅰ（保育所）、 教職・保育実践演習（幼稚園）	
教授	こ やま みずえ 小 山 みずえ		幼児と人間関係、保育実習Ⅱ、 保育実習指導Ⅱ、教育原理、 キャリア・ガイダンスⅣ	
教授	こ やま かず ま 小 山 一 馬		保育内容（造形表現）の指導法、美術、 造形表現Ⅰ・Ⅱ、キャリアガイダンスⅠ～Ⅳ、 教職・保育実践演習（幼稚園）	
教授	なる せ めい いち 成 瀬 雄 一	教育相談、特別支援教育	子どもの保健、保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲ、 キャリアガイダンスⅣ、特別支援教育概論 （障害児保育を含む）、教育相談	
准教授	や き ひろ お 八 木 浩 雄	道徳教育の指導法	情報処理入門、幼児と言葉、 教育実習指導、教育実習、キャリア・ ガイダンスⅣ、教育・保育課程論	
准教授	いし げ く み こ 石 毛 久美子		保育内容（環境）の指導法、 キャリア・ガイダンスⅣ、乳児保育Ⅱ	
准教授	さが ら ま き こ 相 楽 真 樹 子		幼児と表現、児童文化、保育実習 指導Ⅱ、保育実習Ⅱ、保育内容（健 康）の指導法、キャリアガイダンスⅣ	
講師	た じり しん じゅ 田 尻 真 珠		保育内容（音楽表現）の指導法、 音楽、音楽表現Ⅰ・Ⅱ、 キャリア・ガイダンスⅣ	
講師	いし い とも え 石 井 友 恵	こころとからだ	保育内容（人間関係）の指導法、 子どもの健康と安全、子ども家庭支 援の心理学、キャリアガイダンスⅣ	
講師	く め はやと 久 米 隼		保育実習指導Ⅰ、保育実習Ⅰ（施設）、 保育実習Ⅰ（保育所）、教職・保育実践 演習（幼稚園）、キャリアガイダンスⅣ	
助教	こ じま よし み 小 島 好 美		幼児教育体験活動指導、 幼児教育体験活動、 キャリア・ガイダンスⅣ	
助教	み た ゆ き 三 田 侷 希		社会的養護Ⅱ、社会福祉、幼児と環境、 キャリア・ガイダンスⅣ、 保育実習指導Ⅰ、保育実習Ⅰ（施設）	

※武蔵野学院大学担当は兼任として。

V 各部署・事務局等の業務

大学・短期大学内における各部署等は、おおむね次に掲げる事柄に関する業務を行っている。(大学院も含まます)

(1) 業務推進部

- ・各部の連絡調整に関すること
- ・教育研究活動等の情報提供に関すること
- ・その他、大学運営業務に関すること

(2) 教務部

- ・履修登録
- ・休講、補講、時間割の変更・教室変更等の事務
- ・出席簿、出欠統計、出席票、公欠票、公欠手続等の事務
- ・退学、休学、復学等の各種届出事務
- ・教授会、学部会、科会に関する事務
- ・証明書発行事務
- ・聴講・科目等履修生・研究生に関する事務
- ・期末試験、追試験、成績処理に関する事務
- ・学位、免許、資格等に関する事務
- ・教員の能力開発に関する事務
- ・自己点検、自己評価に関する事務
- ・教員の共同研究に関する事務
- ・入試に関する事務
- ・その他大学及び短期大学の教務事務に関すること

(3) 学生部

- ・学生証発行事務
- ・学籍簿管理事務
- ・奨学金事務
- ・学友会、クラブ活動等に関する事務
- ・学生の行う集会、掲示、校舎使用に関すること
- ・自家用車通学に関する事務
- ・その他、学生相談、学生の厚生補導事務
- ・公開講座を含む社会貢献に関する事務

- (4) 国際センター
 - ・国際化ビジョンの策定及び国際交流全般の方針に関すること
 - ・外国人留学生・研究者に関すること
 - ・本学学生の海外留学、海外研修、国際交流に関すること
 - ・地域の国際交流に関すること
 - ・その他、国際交流全般に関すること
- (5) 就職部
 - ・就業希望調書、就職登録、求職票事務
 - ・受験報告書、内定報告事務
 - ・就職に関する資料の収集、求職広報事務
 - ・求職新規開拓活動
 - ・インターンシップに関すること
 - ・その他、学生の求職、就職事務に関すること
- (6) 教職センター
 - ・中学・高等学校教諭免許状の実習に関する事務
 - ・学内オリエンテーションに関すること
 - ・実習校の訪問及び連絡に関する事務
 - ・実習評価資料収集に関する事務
 - ・その他、実習事務に関すること
- (7) 実習部
 - ・教育実習・保育実習についての実施計画事務
 - ・実習園・実習施設の依頼、関連資料の作成事務
 - ・実習記録簿及び手引きの作成事務
 - ・その他、学生の実習事務に関すること
- (8) 総務会計
 - ・大学、短期大学の予算及び決算
 - ・学納金その他の収入の収納事務及び給与その他の支出の支払事務
 - ・その他、大学及び短期大学の会計事務に関すること
 - ・学生の諸証明に関すること
 - ・学生寮の管理に関すること
 - ・その他、大学及び短期大学の庶務に関すること
- (9) 補助金・研究費
 - ・補助金・外部資金に関すること
 - ・科研費等及び個人研究費に関すること
 - ・IRの活動の一部として学外の情報収集及び学内の教育環境の把握等

- (10) 衛生
 - ・健康診断、健康管理
 - ・その他、学生の衛生に関すること
- (11) 管財
 - ・施設、設備、備品の保守管理
 - ・教育機材の管理
 - ・その他、教育機材に関すること
 - ・インターネット、無線ランに関すること
 - ・学校バスの運行管理
 - ・大学及び短期大学構内の警備、施設の管理
 - ・駐車場の管理
 - ・その他、福利、危機管理に関すること
- (12) 入試企画
 - ・学生募集に関すること
 - ・入学試験に関すること
 - ・その他、入試の企画に関すること
- (13) 大学院事務部
 - ・各種調査
 - ・その他周辺業務及び、各部との調整連絡を行う

武蔵野学院大学

国際コミュニケーション学部

I 2024年度 教育計画（行事予定）抜粋

— 武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科 —

前 期

オリエンテーション（健康診断含む）	4月2日（火）～5日（金）
履修申請開始	4月2日（火）
履修申請締切	4月5日（金） 正午
入学式	4月6日（土）
第1回抽選結果発表（抽選対象科目）	4月6日（土）
前期授業開始	4月8日（月）
履修追加申請開始	4月8日（月）
履修追加申請締切	4月11日（木） 午後4時
第2回抽選結果発表（抽選対象科目）	4月12日（金）
学友会総会	4月26日（金）
昭和の日（授業なし）	4月29日（月）
憲法記念日（授業なし）	5月3日（金）
みどりの日（授業なし）	5月4日（土）
振替休日（授業なし）	5月6日（月）
教育実習（教職課程4年生）	5月中旬から11月上旬まで
海外研修	5月30日（木）～6月22日（土）
創立記念日（授業あり）	6月25日（火）
海の日（授業あり）	7月15日（月）
前期授業終了	7月29日（月）
前期末試験（追試含む）	7月30日（火）～8月3日（土）
秋入学ゼミ選抜（2年生）	7月31日（水）
夏期休暇	8月5日（月）～9月20日（金）
秋学位授与式	9月18日（水）

後 期

履修追加申請開始	9月6日（金）
後期オリエンテーション（履修指導日）	9月11日（水）
秋入学者オリエンテーション	9月12日（木）
履修追加申請締切	9月13日（金） 正午
履修追加結果発表	9月14日（土）
履修再追加申請開始	9月14日（土）
秋入学式	9月18日（水）
履修再追加申請締切	9月18日（水） 正午
履修再追加結果発表	9月19日（木）
後期授業開始	9月23日（月）
スポーツの日（授業あり）	10月14日（月）
大学祭準備期間（授業なし）	10月23日（水）～25日（金）
大学祭	10月26日（土）～27日（日）
大学祭後片付け（授業なし）	10月28日（月）
大学祭の振替休日（授業なし）	10月29日（火）
振替休日（授業なし）	11月4日（月）
学友会中央委員会	11月8日（金）
勤労感謝の日（授業なし）	11月23日（土）
教育職員基礎学力試験（教職課程3年生）	11月下旬から12月中旬
授業終了	12月27日（金）
冬期休暇	12月28日（土）～1月5日（日）
授業開始	1月6日（月）
成人の日（授業なし）	1月13日（月）
後期授業終了	1月27日（月）
後期末試験（追試含む）	1月28日（火）～1月31日（金）、2月3日（月）
ゼミ選抜（2年生）	1月29日（水）
学位授与式	3月19日（水）
春期休暇	3月24日（月）～

* 8月8日（木）～17日（土）、12月28日（土）～1月5日（日）全学閉鎖

* 変更等については、大学の掲示板（教務部）等でお知らせ致します。

* 海外研修は公欠期間を含みます。

Ⅱ カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

（2016年度入学生から）

国際コミュニケーションの知識・理論の学習を通し、実践力を身に付けるための実習を通して国際的な視野をもち、自己や自国文化、及び多様な他者に対する理解力に裏付けられた技能・能力を身に付けることを目的として教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）を次のように定める。

- 1 国際人として活躍できる教養を身につけ、他者を理解するための基盤となる科目として基礎科目、専門性を高め、広い国際的な視野と深い国際的な見識を養うことを目的とする専門科目、理論と行動を一体化させ、実践力を養う専門実習科目、これまで学んだ知識や体験をプレゼンテーション、発表等を通して深めていく専門ゼミ科目を配置する。
- 2 専門科目は言語コミュニケーション科目、デジタルコミュニケーション科目、人間コミュニケーション理解関連科目、日本理解関連科目、国際事情理解関連科目の5分野により、自らのアイデンティティを明確にしながらい国際舞台で活躍できる国際人を養成する科目を配置する。
- 3 国際人として必要なグローバル・リテラシー（国際対話能力）を重要視し、英語の一部については必修科目としての位置付け、さらにデジタルコミュニケーション科目で活用を中心とした科目配置を行っている。
- 4 倫理観、勤労観、職業観を身に付け、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育に関連する科目も基礎科目及び専門科目に配置した。シラバスの右上に「キャリア教育」と明記している科目を位置付けた。
- 5 カリキュラム・ポリシーをさらに具現化するため、履修モデルとして国際コミュニケーションコース、ビジネスコミュニケーションコース、心理コミュニケーションコースの3つを想定した。
- 6 カリキュラム・ポリシーを強化する意味で、卒業要件の教育課程以外にも免許・資格の教育課程を設置し、科目の一部を共通とし、キャリア教育の支援を行う。
- 7 これまで身につけた知識やコミュニケーション・スキルを統合し、問題の解決と新たな価値の創造につなげていく能力や姿勢を具現化するため、専門ゼミ科目においては学生全員が必ずゼミに所属し、ゼミ担当教員がきめ細やかな指導を行う。

(2020年度入学生から)

国際コミュニケーション学部では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）に掲げた4つの能力を学修するためにカリキュラムを編成する。

- 1 国際人として活躍できる教養を身につけるために、文化・社会・科学・スポーツ・総合科目からなる教養科目を実施する。
- 2 英語を中心とした語学について、「読む」「書く」「話す」「発表」「聞く」などの運用能力を総合的に修得するため、言語理解科目を実施する。
- 3 世代や文化の違いを乗り越えた高度なコミュニケーション能力、他者との協調性を修得するため、人間理解科目を実施する。
- 4 日本や他国の文化・社会・歴史に関する総合的知見を身につけるため、日本理解科目及び国際理解科目を実施する。
- 5 国際コミュニケーションに関する教養や語学力に基づき、国際的な事象に対する新たな知見や価値を生み出し、それを発信できるように、国際コミュニケーション関連ゼミを実施する。

Ⅲ ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定める。

(1) 知識・理解

国際コミュニケーションに関する深い教養や英語を中心とした語学力を身につけ、かつ自国の文化や異文化への理解を深めた者。

(2) 汎用的技能

国際コミュニケーションに関する講義・演習・実習を通して獲得した知見に基づき、他者や他文化との同質性や差異を認識し、国際人としてさまざまな問題に対応できる能力を身につけた者。

(3) 態度・志向性

建学の精神「他者理解」に基づき、他者と協調・協働し、社会に貢献しようとする意識を持った者。

(4) 総合的な学習経験と創造的思考力

4年間にわたる講義・演習での学びや実習での実践、国際コミュニケーションに関するゼミ科目等での発表・報告等の活動を通じて、批判的・論理的思考力、問題解決能力、コミュニケーション能力などを総合的に身につけた者。

IV 卒業要件

区分		必修	選択必修	卒業要件単位
基礎科目	文化		4	20単位以上
	社会			
	科学			
	スポーツ			
	総合科目	16		
専門科目	言語理解科目	20	4	96単位以上
	人間理解科目		4	
	日本理解科目		4	
	国際理解科目		4	
専門ゼミ科目	国際コミュニケーション関連ゼミ	8		8単位
合 計		44	80	124単位以上

○国際コミュニケーション関連ゼミは3・4年前期・後期それぞれ必修となります。

○9月入学生については、それぞれ学年進行が半年ずれます。

○124単位以上履修しても、卒業要件単位を満たさなければなりません。

V 単位数の上限

学生の履修科目登録単位数の上限は、1年間で50単位を越えないものとする。ただし、卒業要件に含まれない自由科目についてはこの限りではない。（「履修科目登録単位上限に関する規程」より）

VI 教育課程表

		授業科目	配当 年次	単位数又は時間数			授業 形態	備 考
				必修	選択	自由		
基礎科目	文化	歴史と文学	1・2		2		講義	卒業要件 124単位以上 基礎科目 必修単位数 16単位 選択必修単位数 4単位 計20単位以上
		伝統と文化	1・2		2		講義	
		倫理学	1・2		2		講義	
	社会	現代社会論1（日本国憲法を含む）	1・2		2		講義	
		現代社会論2（政治）	1・2		2		講義	
		現代社会論3（ビジネス）	2・3		2		講義	
		現代社会論4（法と生活）	3・4		2		講義	
	科学	環境と科学	1・2		2		講義	
		情報処理入門	1・2		2		演習	
		情報リテラシー	1・2		2		講義	
	スポーツ	こころとからだ	1・2		2		講義	
		スポーツ1	1・2		1		実習	
		スポーツ2	2・3		1		実習	
		スポーツと健康	2・3		2		演習	
	総合科目	基礎英語1	1	2			演習	
		基礎英語2	1	2			演習	
		中国語 I	1・2		2		演習	
		韓国語 I	1・2		2		演習	
		フランス語 I	1・2		2		演習	
		キャリア・デザイン1	1	2			講義	
キャリア・デザイン2		1	2			講義		
キャリア・デザイン3		2	2			講義		
キャリア・デザイン4		2	2			講義		
キャリア・デザイン5		3	2			演習		
キャリア・デザイン6	3	2			演習			

		授業科目	配当 年次	単位数又は時間数			授業 形態	備 考
				必修	選択	自由		
専門科目	人間理解科目	デジタルコンテンツ演習 1	1・2		2		演習	
		デジタルコンテンツ演習 2	1・2		2		演習	
		モバイル・コミュニケーション	1・2		2		講義	
		異文化コミュニケーション	2・3		2		講義	
		プレゼンテーション技術	1・2		2		講義	
		非言語コミュニケーション論	1・2		2		演習	
		ポップカルチャー論	1・2		2		講義	
		社会学概論	1・2		2		講義	
		教育心理学	1・2		2		講義	
		社会心理学	2・3		2		講義	
		教育社会学	2・3		2		講義	
		社会福祉	1・2		2		講義	
		ビジネス・コミュニケーション	1・2		2		演習	
		教職概論	1・2		2		講義	
		教育原理	1・2		2		講義	
		教育行政学	3・4		2		講義	
		道徳教育の指導法	2・3		2		講義	
		特別支援教育	2・3		2		講義	
	インターンシップ	2・3		2		実習		
	ボランティア	2・3		2		実習		
	日本理解科目	日本文化論 1	1・2		2		講義	
		日本文化論 2	2・3		2		講義	
		日本文化論 3	2・3		2		講義	
		日本社会論 1 (政治と歴史)	1・2		2		講義	
		日本社会論 2 (法と社会)	1・2		2		講義	
		日本社会論 3 (思想と宗教)	2・3		2		講義	
		日本語教育史	3・4		2		講義	
	日本の伝統文化	3・4		2		演習		
	国際理解科目	国際コミュニケーション	1・2		2		講義	
		国際関係	3・4		2		講義	
		国際政治史	1・2		2		講義	
		国際金融	3・4		2		講義	
		国際文化交流	1・2		2		講義	
地域文化事情 1 (韓国)		1・2		2		講義		
地域文化事情 2 (中国)		1・2		2		講義		
地域文化事情 3 (アジア)		1・2		2		講義		
地域文化事情 4 (ヨーロッパ)		2・3		2		講義		
地域文化事情 5 (北アメリカ)		2・3		2		講義		
地域文化事情 6 (オセアニア)		2・3		2		講義		
海外研修		2・3		6		実習		
専門ゼミ科目	国際コミュニケーション関連ゼミ	演習 1	3	2		演習		
		演習 2	3	2		演習		
		演習 3	4	2		演習		
		演習 4	4	2		演習		

Ⅶ 免許と資格等

1. 教員免許状（英語科）取得の要件

教職課程のカリキュラムは、教育職員免許法の規定に準拠し、武蔵野学院大学の教育の理念に基づいて編成されている。

中学校・高等学校教諭1種免許状（英語科）を取得するためには、まず卒業要件単位数を履修した上で、それぞれの免許状取得に必要な単位を修得しなければならない。さらに、所定の手続を経て申請を行った学生に対し、卒業時に免許状が授与される。

尚、中学校教諭1種免許状を取得する者は、原則3年次に社会福祉施設等で5日間、特別支援学校で2日間、介護等の体験実習に参加しなければならない。

●教育実習を履修するには、次の条件を必要とする。

- (1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」における既に修得した科目において、評価「B」以上の数が原則全体の2分の1以上であること。以下の科目の単位が修得済みであること。

英語科教育法Ⅰ	2単位
---------	-----

- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目」における以下の科目の単位が修得済みであること。

教職概論	2単位	教育課程総論	2単位
教育心理学	2単位	教育原理	2単位

- (3) 3年次に学内における「教育職員基礎学力試験」を受験し、これに合格していること。
(4) 原則としてCEFR B2程度の資格の取得を目標とすること。
(5) 教育実習校から「教育実習受入が可能である」旨の内諾を得ていること。
(6) 教育実習の諸手続（実習費等）が完了していること。

○基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許法第5条、同法施行規則第1条、第2条及び第66条の6に規定されている教育職員免許状取得の基礎資格及び大学における最低修得単位数等は、次表に示すとおりである。

1種免許状を取得するには、(1) 学士の学位を有すること、(2) 次表の単位数を修得することの2点が必要である。

中学校教諭免許状を取得するためには、介護等の体験実習（7日間）が課せられる。

免許状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数等					
		文部科学省令で定める科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭 1種免許状	学士の学位を有すること						
		8単位	28単位	10単位	10単位	7単位	4単位
免許状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数等					
		文部科学省令で定める科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
高等学校教諭 1種免許状(英語)	学士の学位を有すること						
		8単位	24単位	10単位	8単位	5単位	12単位

○文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目				備考
科目	単位数	授業科目	単位数			
			配当年次	必修	選択	授業形態
日本国憲法	2	現代社会論1(日本国憲法を含む)	1・2	2		講義
体育	2	スポーツ1	1・2		1	実習
		スポーツ2	2・3		1	実習
		スポーツと健康	2・3		2	演習
外国語コミュニケーション	2	基礎英語2	1		2	演習
		中国語I	1・2		2	演習
		韓国語I	1・2		2	演習
		フランス語I	1・2		2	演習
情報機器の操作	2	情報処理入門	1・2	2		演習

○教科及び教科の指導法に関する科目（英語科）

学部・学科等		免許状の種類	免許法施行規則に定める科目	左記に対応する開設授業科目				備考
学部	学科等			授業科目	配当年次	単位数 必修 選択	授業形態	
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科及び教科の指導法に関する科目 中 30単位 高 24単位	教科に関する専門的事項 教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	英語学概論	2・3	2	講義	
			英語文学	英語文学	2・3	2	講義	
			英語コミュニケーション	English Reading & Writing 1	1	2	演習	
				English Reading & Writing 2	1	2	演習	
				English Listening & Speaking 1	1	2	演習	
				English Listening & Speaking 2	1	2	演習	
				Advanced English Reading & Writing 1	2	2	演習	
				Advanced English Reading & Writing 2	2	2	演習	
			異文化理解	基礎英語1	1	2	演習	
				英語討論	3・4	2	演習	
		異文化理解	異文化コミュニケーション	2・3	2	講義		
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅲ 英語科教育法Ⅳ	2 2 3 3	2 2 2 2	演習 演習 演習 演習	中1種免 全科目必修	

○大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分等		施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				備考
学部	学科	科目区分	単位数	授業科目	配当年次	単位数 必修 選択	授業形態	
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・大学が独自に設定する科目 中 4単位 高 12単位	大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	教育社会学	2・3	2	講義	※高1種免のみ
				国際コミュニケーション	1・2	2	講義	
				ボランティア	2・3	2	実習	
				道徳教育の指導法	2・3	2	講義	
				日本文化論1	1・2	2	講義	
				日本社会論1	1・2	2	講義	
				国際文化交流	1・2	2	講義	

○教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				備考	
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	配当年次	単位数			授業形態
					必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	12	教育原理	1・2	2		講義	
	教職の意義及び教育の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	1・2	2		講義	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学	3・4	2		講義	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	1・2	2		講義	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	2・3	2		講義	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程総論	2	2		講義	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目 及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中13	道徳教育の指導法	2・3	2		講義	※中1種免のみ
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	3	2		講義	
	特別活動の指導法		特別活動論	3	2		講義	
	教育の方法及び技術	高11	教育方法（ICT活用を含む）	3	2		講義	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒指導論	3	2		講義	
	生徒指導の理論及び方法		教育相談	3	2		講義	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		進路指導	4	1		講義	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
科目 教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習Ⅰ	4	1		講義	中1種免必修
			教育実習Ⅱ	4	2		実習	
			教育実習Ⅲ	4		2	実習	
	学校体験活動							
教職実践演習	2		教職実践演習（中・高）	4	2		演習	

2. 日本語教員養成課程修了証取得の要件

日本語教員養成課程は、日本語を母語としない人に日本語や日本に関することを教える日本語教員となるために社会、文化、教育、言語に関する領域を学ぶものである。文化庁、「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」の『日本語教員のための教員養成について』ならびに「文化審議会国語分科会」が平成31年3月4日に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」に基づいて修了証発行に必要な単位が取得できるように教育課程を設けている。所定の単位を取得した者に卒業と同時に修了証が授与される。

日本語教員養成課程修了証を取得するためには、まず卒業要件単位数を履修した上で、資格取得に必要な単位を修得しなければならない。

日本語教育実習は前期と後期にそれぞれ配置しているので、海外研修、教職課程を履修している場合には、教職センターと調整し、後期での履修をするように。

●日本語教員養成課程の履修条件

- 1) 登録料納入後に履修登録とする。
- 2) 留学生（日本語を母語としない者）が履修し、修了証の交付を受ける場合は、（財）日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」において、原則としてN1（旧1級）に合格していることとする。該当する留学生は合格証を提示すること。

●履修上の注意

- 1) 「日本語教授法演習」を履修する場合には、「日本語教授法」を履修済であること。また、「日本語教育実習」の履修前が望ましい。
- 2) 「日本語学演習」を履修する場合には、「日本語学概論」を履修済であること。

●日本語教育実習を履修するには、次の条件を必要とする。

- 1) 「日本語教授法」、「日本語学概論」が履修済みであること。
- 2) 「日本語教育実習」の諸手続（実習費の納入等）が完了していること。

※なお、本課程を修了した者が国家資格である「登録日本語教員資格」を取得するためには、令和11年3月31日までの間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務し、経過措置として必要な講習ならびに試験を受験する必要がある。

日本語教員養成に関する教育課程

領域	区分A	区分B	授業科目名	配当年次	単位数	必修 選択	授業形態	備考
社会・文化・地域に関わる領域	社会・文化・地域	世界と日本	日本文化論1	1・2	2		講義	「日本語教員養成課程修了証」を取得する者は、国際コミュニケーション学部の卒業単位を満たし、それぞれ下記の条件を満たし、45単位以上を取得しなければならぬ。
			日本文化論2	2・3	2		講義	
			地域文化事情3（アジア）	1・2	2		講義	
			国際関係	3・4	2		講義	
		異文化接触	国際文化交流	1・2	2		講義	
			ポップカルチャー論	1・2	2		講義	
			国際金融	3・4	2		講義	
	日本語教育の歴史と現状	日本語教育史	3・4	2		講義	区分Aより選択必修8単位以上	
	言語と社会	言語と社会の関係	教育社会学	2・3	2		講義	区分Aより選択必修6単位以上
			社会心理学	2・3	2		講義	
			ビジネス・コミュニケーション	1・2	2		演習	
		言語使用と社会	非言語コミュニケーション論	1・2	2		演習	
	異文化コミュニケーションと社会	異文化コミュニケーション	2・3	2		講義		
	言語と心理	言語理解の過程	言語理解論	3・4	2		講義	区分Aより必修6単位
		言語習得・発達	特別支援教育	2・3	2		講義	
		異文化理解と心理	教育心理学	1・2	2		講義	
	言語と教育	言語教育法・実習	日本語教育方法論	2・3	2		講義	区分Aより、必修6単位を含め選択必修12単位以上
			日本語教授法	2・3	2		講義	
			日本語教授法演習	3・4	2		演習	
			日本語教育実習	4	2		実習	
異文化間教育・コミュニケーション教育		国際コミュニケーション	1・2	2		講義		
言語教育と情報		教育方法（ICT活用を含む）	3	2		講義		
	モバイル・コミュニケーション	1・2	2		講義			
言語に関わる領域	言語	言語の構造一般	言語学概論	2・3	2		講義	区分Aより、必修6単位を含め選択必修12単位以上
		日本語の構造	日本語文法論	2・3	2		講義	
			日本語論	1・2	2		講義	
			日本語学概論	2・3	2		講義	
			日本語学演習	3・4	2		演習	
			日本語音声学	2・3	2		講義	
		言語研究	日本語語彙研究	1・2	2		講義	
		コミュニケーション能力	プレゼンテーション技術	1・2	2		講義	
			日本語表現法	1・2	2		講義	

3. 社会福祉主事任用資格取得の要件

社会福祉主事任用資格は、社会福祉施設の相談員や指導員、社会福祉協議会などの職員となるために、社会福祉法第19条第1項第1号により、厚生労働大臣が指定した科目を修めて卒業したものに社会福祉主事任用資格の必要単位を取得した証明書を発行する。

●社会福祉主事任用資格取得の履修条件

(2018年度までの入学生)

社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を取得するためには、社会福祉、老人福祉の2科目を履修し、心理学概論、倫理学、教育原理の中から1科目以上履修し、単位を取得しなければならない。

(2019年度からの入学生)

社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を取得するためには、社会福祉、倫理学、教育原理の3科目を履修し、単位を取得しなければならない。

●社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を取得するには、次の条件を必要とする。

- 1) 厚生労働大臣が指定した3科目を履修して、単位を取得し本学を卒業すること。(卒業後に科目等履修生として社会福祉主事任用資格に関する科目の単位を取得しても、社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を発行することはできません。)
- 2) 社会福祉主事任用資格登録の諸手続(登録料の納入等)が完了していること。

○社会福祉主事任用資格に関する科目(2018年度までの入学生)

	授業科目名	配当年次	単位数		授業形態	備考
			必修	選択		
社会福祉主事任用資格	社会福祉	1・2	2		講義	「社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書」を取得する者は、国際コミュニケーション学部の卒業単位を満たし、左記の必修科目の他に1科目以上選択し、合計3科目以上を履修し、単位を取得しなければならない。
	老人福祉	2・3	2		講義	
	心理学概論	1・2		2	講義	
	倫理学	1・2		2	講義	
	教育原理	1・2		2	講義	

○社会福祉主事任用資格に関する科目(2019年度からの入学生)

	授業科目名	配当年次	単位数		授業形態	備考
			必修	選択		
社会福祉主事任用資格	社会福祉	1・2	2		講義	「社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書」を取得する者は、国際コミュニケーション学部の卒業単位を満たし、左記の必修3科目を履修し、単位を取得しなければならない。
	倫理学	1・2	2		講義	
	教育原理	1・2	2		講義	

武蔵野短期大学

I 2024年度 教育計画（行事予定）抜粋

前 期

オリエンテーション（健康診断含む）	4月2日（火）～5日（金）
履修申請開始	4月2日（火）
履修申請締切	4月5日（金） 正午
入学式	4月6日（土）
前期授業開始	4月8日（月）
履修追加申請開始	4月8日（月）
履修追加申請締切	4月11日（木） 午後4時
学友会総会	4月26日（金）
昭和の日（2年生授業あり）	4月29日（月）
憲法記念日（2年生授業あり）	5月3日（金）
みどりの日（授業なし）	5月4日（土）
振替休日（2年生授業あり）	5月6日（月）
教育実習（2年生）	6月3日（月）～6月21日（金）
創立記念日（授業あり）	6月25日（火）
プレ実習（1年生）	7月2日（火）～4日（木）
海の日（授業あり）	7月15日（月）
前期授業終了	8月2日（金）
保育実習Ⅰ（施設）（2年生）	8月5日（月）～9月19日（木）
夏期休暇	8月5日（月）～9月20日（金）

後 期

後期オリエンテーション（履修指導日）	9月11日（水）
後期授業開始	9月23日（月）
スポーツの日（授業あり）	10月14日（月）
大学祭準備期間（授業なし）	10月23日（水）～25日（金）
大学祭	10月26日（土）～27日（日）
大学祭後片付け（授業なし）	10月28日（月）
大学祭の振替休日（授業なし）	10月29日（火）
振替休日（授業なし）	11月4日（月）
幼児教育体験活動（1年生）	11月5日（火）～14日（木）
保育実習Ⅱ・Ⅲ（2年生）	11月5日（火）～18日（月）
学友会中央委員会	11月22日（金）
勤労感謝の日（授業なし）	11月23日（土）
授業終了	12月27日（金）
冬期休暇	12月28日（土）～1月5日（日）
授業開始	1月6日（月）
成人の日（授業なし）	1月13日（月）
後期授業終了	2月3日（月）
保育実習Ⅰ（保育所）（1年生）	2月10日（月）～25日（火）
学位授与式	3月19日（水）
春期休暇	3月24日（月）～

* 8月8日（木）～17日（土）、12月28日（土）～1月5日（日）全学閉鎖

* 補講は随時実施されるので、教務部掲示板等で確認すること。

* 変更等については、大学の掲示板（教務部）等でお知らせ致します。

Ⅱ カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

武蔵野短期大学幼児教育学科では、アドミッション・ポリシーに示した資質能力を踏まえ、ディプロマ・ポリシーの達成のために、以下のカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成する。

1. 幼稚園教諭2種免許状及び保育士資格の取得に関する科目による、幼稚園教諭・保育士養成課程を編成する。
2. 教育・福祉に関する専門的知識や技能の習得、職業人としての態度の育成のために、「基礎科目（教養科目）」と「専門科目」を体系的・系統的に配置する。配置については、科目内容の分野や関連性に基づく履修系統図の作成により、学生が科目の体系性・系統性を理解できるようにする。
3. 実践的能力の育成のために、「専門科目」における「技術、領域、指導専門科目」の中に表現技能を習得する科目を配置する。
4. 建学の精神を理解し、社会性や学ぶ力を身に付けるため、また知識や技能を活用した課題解決能力の育成のために「総合科目」を配置する。

Ⅲ ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定める。

- (1) 知識・理解
教育・福祉に関する基本的な知識への理解
- (2) 汎用的技能
教育・福祉に関する実践的能力と職業的自覚をもち、多様化する社会的要請に対応できる能力
- (3) 態度・志向性
他者と協調・協働して行動し、使命感をもって社会に貢献できる資質や能力
- (4) 総合的な学習経験と創造的思考力
獲得した知識や技能を活用し、自ら課題を的確に捉え、課題解決に向けて探求する能力

IV 卒業要件

幼児教育学科の卒業の要件は、次表の通りであって、後に説明してあるように、必修科目と学生が選択した科目につき、それぞれ「C」以上の評価を受け、教授会で認定されなければならない。

卒業要件単位は62単位。

区 分		必 修 科 目				選 択 科 目				計			
		卒 業 単 位	幼 免 単 位	保 育 士 単 位	保 幼 育 士 免 単 位	卒 業 単 位	幼 免 単 位	保 育 士 単 位	保 幼 育 士 免 単 位	卒 業 単 位	幼 免 単 位	保 育 士 単 位	保 幼 育 士 免 単 位
基礎科目 (教養科目)	人 文					10	4	6	4	12	12	12	12
	社 会	2	2	2	2								
	自 然		2		2								
	外 国 語 (英 語)		2	2	2								
	保 健 体 育 (実技・理論)		2	2	2								
専 門 科 目	24	34	56	80	26	16	9	9	50	50	65	89	
合 計	26	42	62	88	36	20	15	13	62	62	77	101	

V 単位数の上限

○1年間で履修できる卒業要件の単位数の上限は原則として48単位とする。

VI 教育課程表

教育課程表 I

(数字は単位数)

授 業 科 目			学年	卒 業		幼2免		保育士		幼2+保育士	
				必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
基礎科目（教養科目）	人 文	文 学（講）	1		2		2		2		2
		音 楽（講）	1		2		2		2		2
		美 術（講）	1		2		2		2		2
		歴 史 学（講）	1		2		2		2		2
	社 会	法学(日本国憲法を含む)（講）	1	2		2		2		2	
		政 治 学（講）	1		2		2		2		2
		日 本 文 化 論（講）	1		2		2		2		2
		経 済 学（講）	1		2		2		2		2
	自 然	環 境 科 学（講）	1		2		2		2		2
		自 然 科 学 概 論（講）	2		2		2		2		2
		情 報 処 理 入 門（講）	1		2	2			2	2	
	外 国 語	英 会 話 I（演）	1		2	2		2		2	
		英 会 話 II（演）	2		2		2		2		2
	保 健 体 育	体 育 実 技（技）	1		1	1		1		1	
		体 育 理 論（講）	1		1	1		1		1	
	総 合 科 目				(1)		(1)		(1)		(1)
開 設 単 位 数				2	26	8	20	6	22	8	20
卒 業 要 件 単 位 数				2	10	8	4	6	6	8	4

但し、必修を含めて人文・社会・自然の各分野よりそれぞれ1科目2単位以上履修のこと。

教育課程表Ⅱ

(数字は単位数)

専門 科目	授業科目の名称	配当 年次	卒業		幼 免		保育士		幼免+保育士		授業 形態	備 考
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
技術、 領域、 指導 専門科目	幼児と健康	1		1	○1		1		1		演習	注 卒業のみの者は、50単位以上取得 注 幼稚園教諭二種免許状のみで卒業する者は、50単位以上取得 注 ○から12単位取得 □から4単位取得 注 ●から保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位に加え必修6単位以上取得
	幼児と人間関係	1		1	○1		1		1		演習	
	幼児と環境	1		1	○1		1		1		演習	
	幼児と言葉	1		1	○1		1		1		演習	
	幼児と表現	1		1	○1		1		1		演習	
	保育内容(健康)の指導法	1	1		○1		1		1		演習	
	保育内容(人間関係)の指導法	1	1		○1		1		1		演習	
	保育内容(環境)の指導法	1	1		○1		1		1		演習	
	保育内容(言葉)の指導法	1	1		○1		1		1		演習	
	保育内容(身体表現)の指導法	1	1			○1	1		1		演習	
	保育内容(造形表現)の指導法	1	1			○1	1		1		演習	
	保育内容(音楽表現)の指導法	1	1			○1	1		1		演習	
	保育内容総論	2	1		○1		1		1		演習	
	音楽表現Ⅰ	1	2			□2		●2	●□2		演習	
	音楽表現Ⅱ	2		2				●2		●2	演習	
	造形表現Ⅰ	1		2		□2		●2	●□2		演習	
	造形表現Ⅱ	2		2				●2		●2	演習	
	幼児音楽	2		2				●2		●2	演習	
	幼児美術	2		2				●2		●2	演習	
	幼児体育	2		2				●2		●2	演習	
保育指導論	1		2				●2		●2	講義		
児童文化	2		2				●2		●2	講義		
幼児教育 専門科目	教育原理	1	2		2		2		2		講義	
	保育者論	1	2		2		2		2		講義	
	教育社会学	1		2	2			●2	●2		講義	
	教育・保育の心理学	1	2		2		2		2		講義	
	特別支援教育概論(障害児保育を含む)	2		2	2		2		2		演習	
	教育・保育課程論	2	2		2		2		2		講義	
	教育方法	2		2	2				2		講義	
	子どもの理解と援助	2		2	2		2		2		演習	
	教育相談	2		2	2				2		講義	
	幼児教育体験活動指導	1		1	□1				□1		講義	
	幼児教育体験活動	1		2	□2				□2		実習	
	教育実習指導	2		1	1				1		講義	
	教育実習	2		4	4				4		実習	
	教職・保育実践演習(幼稚園)	2	2		2		2		2		演習	

専門 科目	授業科目の名称	配当 年次	卒業		幼 免		保育士		幼免+保育士		授業 形態	備 考
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
福祉専門科目	保育原理Ⅰ	1		2			2		2		講義	
	保育原理Ⅱ	2		2			●2		●2		演習	
	子ども家庭支援の心理学	2		2			2		2		講義	
	子ども家庭福祉	2		2			2		2		講義	
	社会福祉	1		2			2		2		講義	
	子ども家庭支援論	2		2			2		2		講義	
	社会的養護Ⅰ	1		2			2		2		講義	
	社会的養護Ⅱ	2		1			1		1		演習	
	子どもの保健	1		2			2		2		講義	
	子どもの健康と安全	2		1			1		1		演習	
	乳児保育Ⅰ	1		2			2		2		講義	
	乳児保育Ⅱ	2		1			1		1		演習	
	子どもの食と栄養	2		2			2		2		演習	
	子育て支援	2		1			1		1		演習	
	保育実習指導Ⅰ	1・2		2			2		2		演習	
	保育実習Ⅰ	1・2		4			4		4		実習	
	保育実習指導Ⅱ	2		1			●1		●1		演習	
	保育実習Ⅱ	2		2			●2		●2		実習	
	保育実習指導Ⅲ	2		1			●1		●1		演習	
	保育実習Ⅲ	2		2			●2		●2		実習	
総合科目	キャリア・ガイダンスⅠ	1	1						1		講義	
	キャリア・ガイダンスⅡ	1	1						1		講義	
	キャリア・ガイダンスⅢ	2	1						1		講義	
	キャリア・ガイダンスⅣ	2	1						1		講義	
計			24	75	38	7	55	28	77	22		

Ⅶ 教員免許状・保育士証取得の要件

- 幼稚園教諭2種免許状並びに保育士証を取得するためには、教育課程表の「幼児」、「保育士」、「幼児+保育士」の該当する欄の各単位数を満たし、教授会で認定されなければならない。
- 各実習を履修するためには、以下の科目を履修済みでなければならない。
「幼児教育体験活動」（1年次）……………「保育者論」「教育原理」
「教育実習」（2年次）……………「幼児教育体験活動」
「保育実習Ⅱ」・「保育実習Ⅲ」（2年次）…「保育実習Ⅰ」
- 以下の項目に該当する学生は、実習への参加を保留とし、改善がない場合は中止とされる場合がある。
 - ①学習意欲が著しく欠落し、再々の指導によっても改善されない場合
 - ②学内における事前指導を正当な理由無くして欠席した場合
 - ③対外的に問題あると認められた行為が指導によっても改善されない場合
 - ④所定の手続き（実習費の納入等）が完了していない場合

Ⅷ 社会福祉主事任用資格取得の要件

社会福祉主事任用資格は、社会福祉施設の相談員や指導員、社会福祉協議会などの職員となるために、社会福祉法第19条第1項第1号により、厚生労働大臣が指定した科目を修めて卒業したものに社会福祉主事任用資格の必要単位を取得した証明書を発行する。

●社会福祉主事任用資格取得の履修条件

社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を取得するためには、経済学、教育原理、保育原理（保育原理Ⅰ及び保育原理Ⅱ）、社会福祉、子ども家庭福祉の中から、3科目を履修し、単位を取得しなければならない。

ただし、保育原理は保育原理Ⅰと保育原理Ⅱの両科目の単位を取得することが必要となる点に注意すること。

●社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を取得するには、次の条件を必要とする。

- 1) 厚生労働大臣が指定した科目の中から3科目を履修して、単位を取得し本学を卒業すること。（卒業後に科目等履修生として社会福祉主事任用資格に関する科目の単位を取得しても、社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を発行することはできません。）
- 2) 社会福祉主事任用資格登録の諸手続（登録料の納入等）が完了していること。

○社会福祉主事任用資格に関する科目

	指定科目	授業科目名	配当年次	授業形態	備 考
社会福祉主事任用資格	経済学	経済学	1	講義	※「社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書」を取得する者は、先の指定科目から3科目以上を履修し、単位を取得し、本学を卒業しなければならない。 ※指定科目「保育原理」は「保育原理Ⅰ」及び「保育原理Ⅱ」の両科目の単位を取得する必要がある。
	教育原理	教育原理	1	講義	
	保育原理	保育原理Ⅰ	1	講義	
		保育原理Ⅱ	2	演習	
	社会福祉	社会福祉	1	講義	
子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	2	講義		

武蔵野学院大学
武蔵野短期大学

I 授業及び単位の認定等について

1. 授業時間

本学においては、授業は前期と後期の2学期に分けて実施される。

前期は、4月1日から9月20日まで、後期は、9月21日から3月31日までとする。

1日の授業時間は、年間を通じて次の通りである。

第1時限 8:50～10:20

第2時限 10:30～12:00

第3時限 12:50～14:20

第4時限 14:30～16:00

第5時限 16:10～17:40

第6時限 17:50～19:20

2. 履修申請の手続き

(1) 学生は前期および後期のそれぞれにおいて決められた期間に履修申請の手続きを行う。

(2) 注意事項

ア. 申請手続きをしていない授業には出席できず、試験を受けることもできない。

イ. **履修申請期間を過ぎた後の変更は原則として認められないので注意すること。**

(大学院・大学の集中講義の登録については、前期については6月、後期については11月に掲示板等にて確認すること。)

3. 休 講

教務用掲示板の掲示やポータルサイトの配信を確認すること。

4. 単位の計算

単位は次のように算定する（武蔵野学院大学学則第27条、武蔵野短期大学学則第21条）

区 分	計 算 方 法
講義及び演習	15時間の授業をもって1単位とする
実習・実技	30時間の授業をもって1単位とする

5. 単位の認定

武蔵野学院大学における各授業科目の単位は、成績評価の結果、「C」以上の成績で合格した場合に与えられる。（武蔵野学院大学学則第28・29条）

武蔵野短期大学における各授業科目の単位は、成績評価の結果、「C」以上の成績で合格した場合に与えられる。（武蔵野短期大学学則第22・23条）

6. 成績評価

武蔵野学院大学における成績評価は、S・A・B・C・Fをもって表わす。

S (90～100点)・A (80～89点)・B (70～79点)・C (60～69点)・F (59点以下) 合格はC以上とする。

武蔵野短期大学における成績評価は、S・A・B・C・Fをもって表わす。

S (90～100点)・A (80～89点)・B (70～79点)・C (60～69点)・F (59点以下) 合格はC以上とする。

7. 試験

試験は、定期試験、追試験に分けられる。

(1) 定期試験

各学期末に期間を決めて一斉に行う期末試験である。

定期試験の受験資格は次の通りである。

ア. 受験する授業科目の授業に原則として2/3以上出席していること。

イ. 授業料その他納付金を完納していること。(但し、延納を認められている者は除く。)

(2) 追試験

忌引等特別欠席、病気または事故等により定期試験に出席できなかった学生につき実施される。追試験を受ける学生は、出席できなかった理由を証明する書類(診断書等)と「追試許可願」を教務部に提出し指示を受けること。

(3) 注意事項

ア. 定期試験の時間割は、原則として試験期間の10日前に発表される。追試験については教務部より該当する学生に知らされる。

イ. 原則として試験開始後30分を経過した後の入場、開始後30分以前の退場は許されない。

ウ. 試験場では、必要なもの及び教員に許されたもの以外は机上に置いてはいけない。又それらのものをお互いに貸借してはいけない。

エ. 試験場では、学生証を机上に置き、追試験の場合も同様とする。

オ. その他試験場では試験監督者の指示に従う。指示に従わない学生は退場を命ぜられ学則により処分される。

カ. 試験中、不正行為があった場合は、その授業科目の評価は零点とされ、学則により処分される。

8. 出欠確認

各授業の出欠は、毎時限ごとに原則として出欠管理端末及び出席票によって確認される。遅刻・早退は3回で1回分の欠席として計算される。(担当者により出欠確認は異なる場合がある。)

9. 学 士

武蔵野学院大学を卒業すると、学校教育法の定めにより「学士（国際コミュニケーション）」の学位を得ることができる。

10. 短期大学士

武蔵野短期大学を卒業すると、学校教育法の定めにより、「短期大学士（幼児教育学）」の学位を得ることができる。

11. 留 学 生

国際センターにおいて、留学生担当の教職員が留学生の学生生活全般にわたる相談を担当しているので、積極的に訪ねて指導を受けてほしい。

12. 公 欠

実習等により授業をやむを得ず欠席する場合には、所定用紙により公欠願を提出のこと。

※なお、武蔵野短期大学においては、厚生労働省の指導により、授業に出席できない場合はいかなる理由においても「欠席」となる。

13. 単位認定

成績が教授会で承認されると単位取得となる。ただし、授業料等が完納されていなければ単位取得とはならない。

※「1. 授業時間」「2. 履修登録の手続き」「3. 休講」「4. 単位の計算」「5. 単位の認定」「6. 成績評価」「7. 試験」については大学院についても準用している。

Ⅱ 学生生活について

大学生としての自覚をもち自分の行動を律するとともに、本学の学生としての連帯意識をもって生活することが本学の建学の精神の基本である。学生はこのことを常に考え、独断を排し、誠実な人格の形成に努力し、充実した学生生活を送ることを期待する。

1. 学生相談

個人的な悩みや相談は、まず担任の教員をはじめ、内容によっては教務部、学生部などの担当者に相談することを建て前とする。また、本学では、個人としての人の尊厳を不当に傷つけ、修学上・就労上の環境を悪化させるハラスメントを許しません。相談においてはすべて個人の秘密は守られるので安心して利用できる。

障害学生支援（合理的配慮）については、ホームページを参照すること。

2. 奨学金（日本学生支援機構・文部科学省）

「高等教育の修学支援」制度を始め、給付型・貸与型の奨学金について、オリエンテーション期間中に説明会があるので、希望者は必ず出席のこと。

日本学生支援機構による奨学生希望者の選考は、成績、人物、家庭状況（所得を含む）によって行ない、日本学生支援機構の奨学生選考ソフトウェアによって審査された後、学内選考、日本学生支援機構の最終選考を経て決定される。

募集は春と秋のオリエンテーション期間中や、大学ポータルサイト（MAS）で案内を行うので、見落としのないように注意して欲しい。

日本学生支援機構 ホームページ<http://www.jasso.go.jp/>
奨学金返還相談センター 0570-666-301

3. 授業料

○武蔵野学院大学における授業料は学則につきのように定められている。納期を厳守すること。

金額 700,000円

前期 350,000円 前年度3月末日

後期 350,000円 当該年度9月末日

延納 特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。（希望する者は事務局へ申し出ること。）

〔授業料等に関する留意事項〕

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は除籍される。（学則第24条第3号）
- (2) 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。（学則第46条第1項）
- (3) 休学した場合は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料は免除される。（学則第43条）

○武蔵野短期大学における授業料は学則につきのように定められている。納期を厳守すること。

金額	600,000円
納期	前期 300,000円 前年度3月末日 後期 300,000円 当該年度9月末日
延納	特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。(希望する者は事務局へ申し出ること。)

[授業料等に関する留意事項]

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付せず納付期限を3ヶ月以上滞納した者は除籍される。(学則第19条第3号)
- (2) 学期の途中で退学し又は除籍された者のその学期分の授業料は徴収される。(学則第30条)
- (3) 休学した場合は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料は月割計算により免除される。(学則第31条)

- 授業料等未納の場合には、単位認定保留となり、卒業見込証明書等の発行ができなくなります。
- 免許や資格の登録の際に支払われた登録料は、必要単位等の不足で免許や資格の取得ができなくなった場合でも、返却されません。

4. 健康診断（保健室）

全学生を対象として、毎年定期健康診断が行なわれる。

病気を早期に発見することは健康の保持増進に大切なことであり、この結果は実習や就職等に必要健康診断書のもとになるものであるから、学生は全員必ず受診すること。

尚、軽微なけがをしたり気分が悪くなったりした時は、保健室を利用できる。

5. 欠席・休学等

病気その他の理由により、欠席、休学もしくは退学する場合は、それぞれ定められた手続きをしなければならない。

(1) 欠席

病気により2週間以上続けて欠席する学生は、医師の診断書を添えて欠席届を教務部に提出する。父母（6日以内）、祖父母（3日以内）、兄弟姉妹（2日以内）、伯（叔）父伯（叔）母（2日以内）の死亡、選挙等公民権の行使、就職、クラブ活動、実習及び実習のオリエンテーション等のための欠席は、それぞれ定められた日数に限り公欠扱いとされるので、それらの場合は公欠届を担当部署に提出する。なお、インフルエンザ等については所定の手続きを踏んだ後、出席停止となる。武蔵野短期大学においては、公欠の対象外とする。

(2) 休学・復学

病気その他止むを得ない理由により3ヶ月以上修学できない学生は、原則として診断書その他理由を証明する書類を添えて休学願を担任又は担任に代わる教員に提出する。

休学の期間は、武蔵野学院大学学則（第21条）武蔵野短期大学学則（第17条）により、1年、特別の事由がある場合は2年と定められており、休学期間は在学の年数に算入されない。

病気がなおる等休学の理由がなくなった時は、武蔵野学院大学（第22条）・武蔵野短期大学学則（第18条）により学長の許可を得て復学できるので、原則として診断書その他理由がなくなっ

たことを証明する書類を添えて復学願を担任又は担任に代わる教員に提出する。

休学中の授業料の扱いは前記「3. 授業料」を参照のこと。

(3) 退 学

病気その他やむを得ない理由により退学しようとする学生は、武蔵野学院大学学則（第23条）・武蔵野短期大学学則（第15条）により学長の許可を受けなければならないので、担任等の指導を受け、理由を書いた退学願を担任又は担任に代わる教員に提出する。

退学の際の授業料の扱いは前記「3. 授業料」を参照のこと。

(4) 再入学

退学または除籍者で再入学を希望する者は、所定の書類等を期間内に提出することにより、再入学を認める場合がある。（武蔵野学院大学学則第19条）（武蔵野短期大学学則第14条）

6. 表 彰

本学学生として表彰に値する行為があった時は、武蔵野学院大学学則（第49条）・武蔵野短期大学学則（第40条）により表彰される。

7. 懲 戒

本学の規則に違反し、又は学生としての本分に違反する行為をした学生は、武蔵野学院大学学則（第50条）・武蔵野短期大学学則（第41条）により懲戒される。懲戒の種類等は次の通りである。

(1) 懲戒の種類 退学、停学、訓告

(2) 退学に該当する行為等

ア. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

イ. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

ウ. 正当な理由がなくて出席常でない者

エ. 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

8. その他

(1) 告示

学生に知らすべき重要事項は、掲示等によって伝達される。登校下校時には必ず確認するようにし、掲示等を見なかったために生ずる不都合、不利益は学生自身の責任となるので充分留意すること。

(2) 学生証

学生は所定の手続きを経て学生証の交付を受け、常にこれを携帯する。学生証は有効期間を経過したとき、又は卒業、退学等により学籍を失ったときは直ちに学生部に返納しなければならない。学生証は諸証明書の発行、試験、図書館利用等に必要であるが、その他本学教職員に提示を求められた場合は直ちに提示しなければならない。

(3) 学籍簿記載の変更について

住所、電話番号の変更があった場合は直ちに学籍簿記載変更届を学生部に提出する。保証人、緊急連絡先も同じ。また学生本人の改姓については、戸籍抄本を求める場合もある。

(4) 掲 示

学生が学内にポスター等を掲示しようとするときは責任者名を記載した掲示物を1週間前までに学生部に提出して学生部長の許可を受ける。責任者は、掲示場所、掲示期間（1週間）、用紙の大きさ（原則として新聞紙1頁大まで）を守ること。尚、期限切れの掲示物は責任者が回収する。

(5) 印刷物配付

学生が雑誌その他文書類・チラシ等を配付しようとするときは、1週間前までに原稿等を学生部に提出して学生部長の許可を受けなければならない。

(6) 集 会

学生が大学の内外を問わず集会をしようとするときは、集会願を1週間前までに学生部に提出して学生部長の許可を受けなければならない。集会願には責任者名、名称、目的及び内容、指導者又は講師名、日時、場所、参加予定人員及び会費の有無の別を明記し、終了後責任者はその状況を直ちに学生部長に報告する。集会の内容等が集会願と著しく異なる場合は許可を取り消すことがある。尚、学内での資金のカンパ、署名運動等は禁止する。

(7) クラブ合宿・試合・発表等

学生及び各クラスが大学の内外を問わず、クラブ合宿、試合、発表等をしようとする時は願書を1カ月前までに学生部に提出して、学生部長・学長の許可を受けなければならない。願書には責任者名、名称、目的及び内容、顧問名、引率者名、日時、場所、参加予定人員及び費用を明記し、別に参加者名簿を学生部に提出する。終了後、1週間以内に責任者は学生部に報告書を提出する。

(8) 団 体

学生が学内において団体を結成しようとするときは本学専任の教職員の顧問及び学生の責任者2名を定め、団体の名称、目的、組織、規約等を記した団体結成願を学生部に提出して学生部長・学長の許可を受けなければならない。団体が届出内容を変更しようとするとき、学外団体に参加又は加盟しようとするときも前項の規定に準じ学生部長・学長の許可を受けるものとする。団体を存続しようとする場合は毎年年度始めに顧問、責任者、構成人員及び前年度の活動状況を記した団体存続願を提出するものとする。

(9) 施設・設備の利用

学生が学内の施設・設備を使用しようとするときは1週間前に学生部、事務局に申し出、学生部長、事務局長の許可を受けなければならない。器物を移動使用したときは使用後必ず元の状態・位置に返し、建物、器物、楽器類に損傷を及ぼしたり紛失したときは直ちに学生部、事務局に届け出ること。事情によっては弁償させることがある。尚、図書館の利用、教育機材の借用、練習用ピアノの使用及び体育施設とそれらの付属物については、各担当教職員の許可を得、その場の注意事項を厳守すること。

(10) 四輪・自動二輪及び自転車

四輪・自動二輪及び自転車については駐車できる範囲内で使用できるが、いずれも保護者又は保証人の同意書を添えた使用願を学生部に提出し学生部長、事務局長の許可を受ける。許可を得た者は四輪・自動二輪については「駐車許可書」を受け、必ず鍵をかけ決められた位置に置く。期間を過ぎたものは再使用願を提出する。

(11) 喫 煙

健康増進法の受動喫煙防止に基づき、学内所定の場所以外での喫煙は認めない。

(12) 電話の取次ぎ・外来者の同伴・物品の販売

電話の取次ぎは緊急の場合以外は行なわない。無用の学外者の学内への同伴は認められない。

特に必要のある者を同伴するときは、学生部、事務局長に申し出てその承認を受ける。物品販売も特に必要ある場合以外は許可しない。

(13) 遺失物・拾得物

本学学内において物品などを置き忘れてたり拾った場合は、すみやかに学生部に届け出る。所持者が判明しない物は学生部で保管するので紛失者は積極的に問い合わせること。3ヵ月が経過しても紛失者が現れないときは、適切な方法で処分する。

(14) 学 割

本学学生は学割証が利用出来る。利用目的等を明確にし事務局に申し出るが、年間利用枚数10枚の限度内とする。

(15) ロッカー

所定の手続を経て、在学中ロッカーを借りることができる。なお、ロッカーの上に私物を放置しないこと。

(16) 学バス

学バスの利用については次のマナーを守るように心がけること。

①待機中

・通行の邪魔にならないよう2列で並び、割り込みはしない ・静粛に待機する

②乗車・降車

・挨拶の励行 ・速やかに乗降し、後部座席から順に着席する
・リュック等は肩にかけず、手に持つ ・雨天時は傘の取り扱いに注意

③車内

・喫煙・飲食は厳禁 ・静粛にする

※出発時刻については、HP等を確認すること

Ⅲ 大学行事について

大学行事は、教育の一環として行われるもので、通常の授業をはなれ、異なった環境での学習・研修もしくは学生の企画に基づく協力活動を行って、体験を通し視野広く学ぶとともに、学生相互、学生と教職員との人間関係を深めて豊かな学生生活を築くことを目的としている。

大 学 祭

大学の文化活動として行われ、授業の延長線上でその内容が企画され、全学的行事なので準備期間も含めて全員参加で実施している。

学生の家族、友人に、また地域の人達に、大学を知り親しんでもらう機会でもあるので、新鮮な企画のもとに地域に貢献するよう努めている。

Ⅳ 地域貢献

大学では、公開講座、コラボレーション講座、子ども大学さやま等の多様な地域貢献を行っている。また、狭山市と包括的連携協定を締結し、狭山市魅力づくり事業に学生が参加するなどの交流事業に関わっている。その他にも、地域におけるボランティア活動については、積極的な参加を推奨している。ボランティア活動に参加の際には、学生部や短期大学実習部等に必要な届け出を行うこと。

V 就職について

1. 就職指導

就職を決めるに際しては、慎重を期し、自己の適性や能力及び就職先の将来などを十分に考慮しなければならない。

そのため就職を希望する学生に、進路ガイダンス、職業適性検査、模擬試験、個人面接及び就職相談、求人企業の紹介等を行ない、学生が希望をもって社会への第一歩を踏みだせるよう、就職指導を行う。

進路ガイダンスでは、就職活動をする上で、最低限必要なことを知ってもらうために、時期に応じた内容を実施する。

2. 就職斡旋

本学は職業安定法に基づいて本学卒業予定の学生が各自の志望と個性に応じて適切な職業につけるよう就職先を指導斡旋する。

しかし、これはあくまでも学生自らが行なう就職活動を援助するもので、就職活動の主体は、就職を希望する学生本人自身であることを忘れてはならない。

求人斡旋の事務手続きは、すべて就職部を通して進められる。書類の申し込み等は時間的余裕をもって学生本人が迅速に行動することが求められる。

就職を希望する学生で、所定の手続をふまない学生、あるいは就職に関し好ましくない行為のあった学生については、就職関係書類を発行しないことはもちろんのこと、就職の斡旋の中止、または取り消すことがある。

また、生活態度がまじめで、学業成績優秀な学生に対しては推薦方法として学長推薦もある。

3. 進学指導

卒業後の進学を希望する学生に対しては、就職部において、資料の提供・受験対策などの指導を行う。

4. 就職部

就職指導を計画、実施、就職斡旋を主として行なう。

部署には、学生の志望分野に応じた豊富な資料が集められており、就職先の選定や受験対策などのために自由に随時閲覧できるコーナーが設けられている。

また、就職部では、必要に応じて適切な情報提供をすることのみならず相談助言も行っている。

VI 図書館利用について

図書館は学生の学習を進めるとともに教養を高め、知識を深めることに役立ち、教職員の行う教育と研究に寄与することを目的としている。

2階はブラウジングルーム、参考図書書架が設けられ、3階には開架書庫及び学生閲覧室、視聴覚コーナー、コンピュータ・コーナーがある。4階は大学院教室、大学院教員研究室、5階は閉架書庫となっている。

諸規則を十分に守って、大いに図書館を利用してほしい。

1. 開館時間

日曜日、国民の祝日、年末年始の休日及び月末の図書整理日等を除き、毎日次の通り開館している。

月～金曜日 9時00分～19時15分（貸し出し手続は19：00まで）

土曜日 9時00分～13時30分（貸し出し手続は13：20まで）

但し、開館時間を変更し又は臨時に休館することがあるが、その都度掲示等により通知される。

2. 利用資格

本学学生、教職員、及び図書館長の許可した者とする。

3. 館内閲覧

一部のものを除き自由に閲覧できる。

4. 館外貸出

特に指定されたものを除き、館外に帯出して閲覧することができる。

館外貸出の冊数は10冊以内とし、期限は1ヶ月であるが、休暇及び実習期間等の場合は別に定め掲示される。

5. 貸出手続

①本を借りる際は学生証が必要である。

②学生証と借りたい本をカウンターに持参し、所定の手続きを受ける。

※雑誌・視聴覚資料の貸し出し不可。

※BDS（図書検出装置）が設置されているので、手続なしで持ち出すことはできない。

6. 返却手続

カウンターに持参し、所定の手続を受ける。

7. 帯出に伴う責任

帯出資料に対しては、帯出者が責任を負う。転貸は出来ない。

帯出資料は定められた期限までに返却しなければならない。期限を過ぎた資料があるときは、返却後、超過日数分の貸出停止期間を過ぎなければ、次の貸出は許可されない。

8. 汚損・紛失に伴う責任

図書館資料を汚損、又は紛失した場合は、現物弁償又は時価代金による弁償を求められる。

9. コンピュータ・コーナーの利用

コンピュータ検索およびプリンタの使用は、学外図書館の検索やレポート作成などを目的とする。

それ以外の使用は原則として認めない。館内に掲示された利用規程にある諸注意事項に従い、正しい利用を心がけること。

※プリンタを使用する際は、用紙を持参し、各自でセットしプリントすること。

10. 学生証の携帯

図書館に入る時は必ず学生証を携帯し、係員から求められた時はこれを提示する。

11. そ の 他

その他図書館利用の留意事項は館内に掲げられているので必ず励行しなければならない。

Ⅶ 体育施設について

1. 概要 (2019年4月1日現在)

体育館

- (1) 竣工 2000年5月17日
- (2) 面積 延床面積725.22㎡
- (3) 高さ 12.82m
- (4) 照度 850ルクス
- (5) 施設 ○更衣室、○器具倉庫、○手洗、○バスケットコート1面、○バレーボールコート1面、○バドミントンコート3面 (いずれも兼用)

2. 体育施設使用について

以下の事項を守って使いましょう。

- ① 体育館使用の際は、事前に学生部の許可を受ける。
- ② 体育館の使用については、次の事柄を原則とする。
 - (ア) 使用については、授業及び学校行事を優先する。
 - (イ) 学生の使用時間は原則として9時より16時までとする。
ただし、クラブ活動等で前もって学生部及び体育科に届け出ることによって、その時間を延長することができる。
 - (ウ) 使用する部は月間スケジュールを前月25日までに学生部に提出すること。
 - (エ) 一般学生は授業及び運動部等の練習に支障のない限り9時より15時30分まで自由に使用できるが、必ず学生部に届け出てから、利用すること。
 - (オ) 危険物は絶対に持ち込んで서는ならない。
 - (カ) ボールなどの用具の貸し出しは学生部で行うため、希望者は学生部に届け出て借り受け、使用後はその日のうちに返却すること。
- ③ 体育館使用上の注意
 - 体育館使用規定を遵守すること。オリエンテーション等でも説明致します。
 - (ア) 使用にあたっての鍵の借用・返却は責任をもって行うこと。
 - (イ) 土足及びフロアを汚したり、傷つけるおそれのある履物の使用は禁ずる。体育館内で使用する運動靴(体育館履)以外の使用は禁ずる。
 - (ウ) 体育館内の備品、運動器具、及び用具類は使用できない。
 - (エ) 体育館内の備品、運動器具、及び用具等を破損した場合は、補修費を弁償しなければならない。直ちに体育科及び事務局に届け出ること。この場合、個人の責任のときは当該本人が、また集会等のときはその責任者が弁償の責を負うものとする。
 - (オ) 体育館内での飲食は禁ずる。ただし、熱中症予防のための水分補給については、フタ付き容器の飲料のみ認める。
 - (カ) すべての施設は使用后、清掃、後片付け、窓締めを励行し、整理整頓に協力すること。
(器具庫の消灯はスイッチが別に器具庫内にあるので、注意して必ず消灯すること)
 - (キ) 体育館内のロッカー・洗面所等に部活動用具、私物を置き放し、場を占有することを禁ずる。
 - (ク) 体育館内で運動するときは、十分な準備運動を行い、事故が発生しないよう十分注意する

こと。体育館内で発生した事故は学生個人利用の場合は個人が、クラブ使用の場合は当該クラブ部長（教員）が、授業の場合は授業担当者が責任当事者となる。

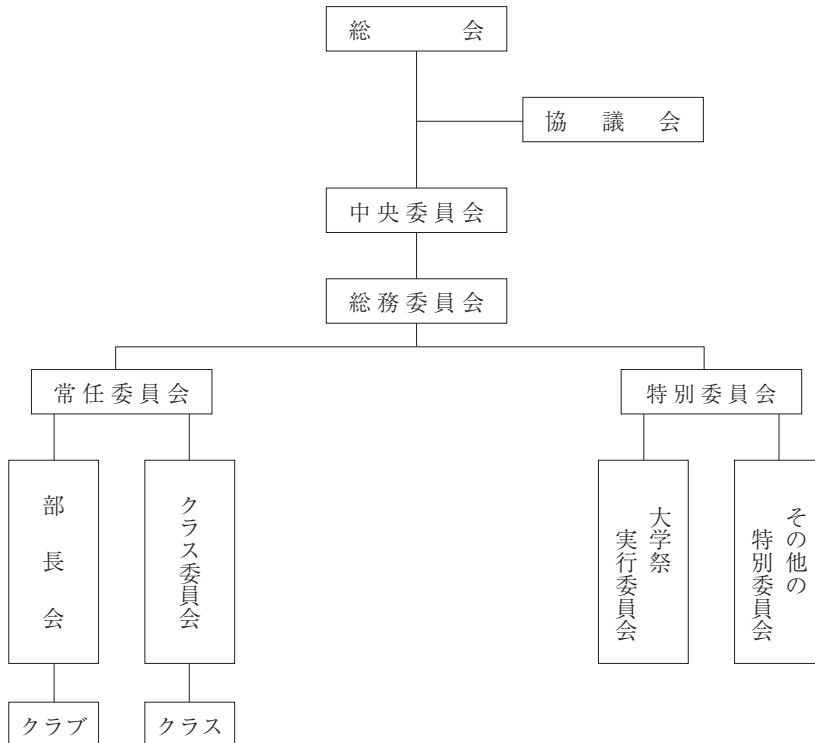
（ケ）体育館内で事故発生の場合は、直ちに学生部に連絡し、指示を受けること。

- ④ 使用上の注意を守らなかった者に対しては、使用を禁止することがある。
- ⑤ 外部への貸し出しについては、前もって事務局に相談すること。

VIII 学友会について

本会は武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学・武蔵野短期大学の全学生をもって構成し、会員相互の親睦と研修を図り、以って教育文化の向上に資するを目的とする。

学友会組織機構図



総会……………全会員をもって構成する。

協議会……………総務及び教員を代表する委員をもって構成する。

中央委員会…総務委員及びクラス委員、各クラブの部長をもって構成する。

総務委員会…本会の企画運営の常任機関である。

総務委員はクラス委員及びクラブ部長の合議で選出され、常任委員会や特別委員会を必要に応じて召集することができる。

常任委員会…クラブ部長会、クラス委員会の2つを置く。

特別委員会…大学祭実行委員会、その他の特別委員会を必要に応じて置くことができる。

※学友会は武蔵野学院大学大学院、武蔵野学院大学学友会、武蔵野短期大学学友会との共同運営とする。

※大学院については、クラスがないため代表者がクラス委員の代わりとし、大学3年生、4年生についてはゼミナールの代表者がクラス委員の代わりとする。

武蔵野学院大学 学則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 武蔵野学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法・学校教育法及び建学の精神に基づき、教育を社会との関連において捉え、他者理解を根底においた創造的な知性と豊かな人間性、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度及び高度情報化社会に対応できる諸能力をそなえ、我が国及び国際社会の発展に寄与する主体性のある人材の育成を目的とする。

(点検評価等)

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の措置に加え、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
 - 3 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。
 - 4 認証評価に関し必要な事項は別に定める。

第2章 組 織

(学部・学科)

- 第3条 本学は、国際コミュニケーション学部を置く。
- 2 前項の学部の学科、及び入学定員・編入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次入学定員	収容定員
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	120名	10名	500名

- 3 学部に関する規程は、別に定める。

(学部・学科の目的)

- 第4条 国際コミュニケーション学部の目的を次のように定める。
- 現代社会では、「グローバル化」「ボーダーレス化」が進み、異文化に対する理解、尊重や相互交流、地球的・多元的な視野が求められている。又、その前提としての自国文化・日本事情への理解や、少子高齢化に伴う異なる世代への理解力も期待されている。変化が速い社会にあっては、法律、政治、経済等への理解も必須である。このような社会にあって、本学では、国際的な視野をもち、自己や自国文化、および多様な他者に対する理解力に裏付けられた人材の養成を目指す。
- 2 国際コミュニケーション学科の目的を次のように定める。
 - (1) 国際語である英語の能力、プレゼンテーション、ビジネス、インターネット等の応用力を習得し、仏語、中国語、韓国語といった語学能力の幅を広げること。

- (2) 異文化や国際社会を理解すること。
- (3) 自国文化や歴史、社会を理解すること。
- (4) 乳幼児や高齢者等を理解すること。
- (5) ボランティアやインターンシップ、海外研修等の「行動・体験」の領域を重視すること。

(図書館)

- 第 5 条 本学は、図書館を置く。
- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

(附属施設)

- 第 6 条 本学は、国際センターを置く。
- 2 国際センターに関する規程は、別に定める。

第 3 章 教職員組織・教授会

(教職員組織)

- 第 7 条 本学に次の教職員を置く。
- 学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な教職員
- 2 前項に規定するもののほか学部長、学科長を置き、副学長を置くことができる。
- 3 1項に規定にかかわらず、教育研究の組織編制上の適切性から准教授、助教又は助手は置かないことができる。
- 4 1項の規定にかかわらず、講師は教育研究の必要性がある時に置く。
- 5 学長は、全学を統括し、校務全般に関する最終決定権を有する。
- 6 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を司どる。
- 7 学部長は、学長、副学長を補佐して学部を統括する。
- 8 学科長は、学部長を補佐する。
- 9 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。加えて、大学全体の運営を偏らず司る責任能力を有するものとする。
- 10 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 11 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 12 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 13 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 14 事務職員、その他の職員に関する規程は、別に定める。
- 15 本学に客員教授を置くことができる。客員教授は、特に学識経験の顕著な者、又は、教育研究上、特に業績のある者から選任する。
- 16 本学に名誉学長・名誉教授を置くことができる。名誉学長・名誉教授については、別に定める。

(教授会)

- 第 8 条 本学は、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
- 1) 学生の入学、卒業
 - 2) 学位の授与
 - 3) その他、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 3 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の組織の長（以下この項において「学長等」という。）が司どる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 その他教授会に関する規程は、別に定める。

(事務局)

- 第 9 条 本学は、事務局を置く。
- 2 事務局に関する規程は、別に定める。

第 4 章 学年・学期及び休業日

(学年)

- 第 10 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 2 後学期に入学した学生の学年は 9 月 21 日から始まり、翌年 9 月 20 日に終わる。
- 3 途中休学した学生の学年進行は在学期間に応じて進行する。

(学期)

- 第 11 条 学年を次の 2 学期に分ける。
- 前学期 4 月 1 日から 9 月 20 日まで
- 後学期 9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

- 第 12 条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（平成 26 年法律第 43 号）に規定する休日
 - (3) 学院創立記念日 6 月 25 日
 - (4) 春期休業 4 月 1 日から 4 月 7 日まで
 - (5) 夏期休業 8 月 1 日から 9 月 20 日まで
 - (6) 冬期休業 12 月 16 日から翌年 1 月 15 日まで
 - (7) 学年末休業 3 月 11 日から 3 月 31 日まで
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 学部通則

(修業年限及び在学年限)

第13条 学部の修業年限は4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、再入学又は転入学により入学した学生は、入学後の修業年限の2倍に相当する年限を超えることはできない。

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他、本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第16条 本学に入学を志望する者は、本学所定の書類に検定料を添えて出願しなければならない。

- 2 出願の時期・方法・書類等については、募集要項等に定める。

(入学者の選抜)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

- 2 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）については別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学及び学士入学)

- 第 19 条 短期大学を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願する者には、選考の上、3年次に入学を許可する。
- 2 大学を卒業した者又は退学した者で、本学に再入学・転入学または学士入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
 - 3 再入学・転入学についての必要な事項は、別に定める。

(休 学)

- 第 20 条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヶ月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を得て、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第 21 条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き1年を限度として延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
 - 3 休学期間は、第13条第2項の在学期間に算入しない。

(復 学)

- 第 22 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

- 第 23 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

- 第 24 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。
- (1) 第13条第2項に定める在学期間を超えた者
 - (2) 第21条第1項を終了し、復学願等の手続きを行わない者、又は第21条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
 - (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者

第6章 教育課程・履修方法等

(授業科目)

- 第 25 条 国際コミュニケーション学部は、授業科目を基礎科目、専門科目、専門実習科目、専門ゼミ科目に区分する。
- 2 授業科目の履修方法及び単位数は別表第1のとおりとする。
 - 3 学生の履修科目登録単位数の上限については別に定める。
 - 4 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については別に定める。

(授業期間)

- 第 26 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法及び授業の方法)

- 第 27 条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 前2項の授業は、外国において履修させることができる。

(単位の授与)

- 第 28 条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生は、所定の単位を与える。
- 2 試験に関する事項は、別に定める。

(学習成績の評価)

- 第 29 条 学習成績の評価は、S・A・B・C・Fをもって示し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とする。
- 2 評価に関する事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 第 30 条 教育上有益と認める時は、他の大学又は短期大学との協議により、その大学又は短期大学で学修することができる。
- 2 前項により履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学において習得したものとみなすことができる。
 - 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第 31 条 教育上有益と認める時は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、文部科学大臣が別に定める学修、及び本学が特に認めた学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第 32 条 教育上有益と認める時は、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）において履修した授業科目について修得した単位及び本学が特に認めた学修を、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることのできる単位は、編入学及び転入学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、第30条および第31条において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第 7 章 卒 業 等

(卒業の要件)

- 第 33 条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、所定の授業科目について124単位以上を修得しなければならない。
- 2 3年次に編入学した学生に前項の規定を適用する場合には、「4年」とあるのは「2年」と読み替え、60単位以下を1年次及び2年次において、修得したものとみなすことができる。

(卒業認定・学位認定)

- 第 34 条 前条の卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 卒業の時期は、学期の末とする。
- 3 学長は、卒業を認定したものに対し、学士の学位を次のとおり授与する。
- | 学 部 | 学 科 | 学 位 |
|---------------|---------------|---------------|
| 国際コミュニケーション学部 | 国際コミュニケーション学科 | 国際コミュニケーション学士 |
- 4 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については別に定める。

(教育職員免許状の取得)

- 第 35 条 本学で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	教 科
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語

- 2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147条）、及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第29号）に定める所要の単位を取得しなければならない。
- 3 教育職員免許に係わる授業科目、単位数、履修方法等については、別に定める。

第8章 外国人留学生・科目等履修生・研究生

(外国人留学生)

- 第 36 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については選考の上、外国人留学生として入学を許可する。
- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。
 - 3 長期履修生について必要な事項は、別に定める。

(長期履修生)

- 第 37 条 社会人やその他の理由により学修の期間を延長して本学に入学を志願する者については選考の上、長期履修生として入学を許可する。
- 2 長期履修生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第 38 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という）があるときは、本学の教育に特に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。
- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第28条の規定を準用する。
 - 3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研 究 生)

- 第 39 条 大学を卒業、又は他の大学を卒業見込みの者、又は他の大学の教職員等で特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

第9章 検定料・入学金・授業料・その他費用

(検定料等の金額)

- 第 40 条 本学の検定料、入学金、授業料、施設設備費及び施設維持費の金額は、別表第2のとおりとする。
- 2 外国人留学生、科目等履修生及び研究生の入学金、授業料等については、別に定める。
 - 3 実習費については、別に定める。

(納付した授業料等)

- 第 41 条 納付した検定料、入学金、授業料、施設設備費及び施設維持費は原則として返還しない。ただし、別に定める期日までに文書により、入学辞退の申し出のあった者の授業料、施設設備及び施設維持費についてはこの限りでない。

(授業料等の納期)

第 42 条 授業料等は、次の 2 期に分けて前納しなければならない。特別の事情があると認められる者には延納を認めることがある。

前学期 納期 3 月

後学期 納期 9 月

2 その他の納付金については、別に定める。

(休学の場合の授業料等)

第 43 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学した場合の授業料等)

第 44 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 45 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該期までの授業料等を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第 46 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

第10章 奨学金制度

(奨 学 金)

第 47 条 人物、学業成績等が優秀な学生又は経済的に修学困難な事情が生じた学生にたいしては、選考のうえ奨学金を貸与若しくは給費することがある。

2 奨学金制度については、別に定める。

第11章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第 48 条 本学に、保健室、校外施設その他必要な福利厚生施設を置く。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第 49 条 学生として表彰に値する行為があった者には、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(罰 則)

- 第 50 条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業が劣等で成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(改 正)

- 第 51 条 本学則の変更は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、決定する。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 3 この学則は、平成22年4月1日から施行する。但し、(教職員免許状の取得)第35条第3項については、平成22年3月31日に在学している者については、従前の例による。
 - 4 この学則は、平成25年4月1日から施行する。但し、平成25年3月31日に在学している者については、従前の例による。
 - 5 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
 - 6 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 7 この学則は、平成28年4月1日から施行する。平成24年度までに入学した者を除き、(授業科目)第25条に定める教育課程は、全学年に適用する。ただし、平成25年度から平成27年度に入学した学生の必修科目及び選択必修科目、履修方法については、経過措置を別に定める。(学習成績の評価)第29条については平成28年3月31日に在学している者については従前の例による。
 - 8 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
 - 9 この学則は、平成30年4月1日から施行する。平成24年度までの入学した者を除き、(授業科目)第25条に定める教育課程は、全学年に適用する。
 - 10 この学則は、平成31年4月1日から施行する。但し、平成31年3月31日に在学している者については、従前の例による。
 - 11 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
 - 12 この学則は、令和4年4月1日から施行する。但し、第27条第2項及び第3項を除き、令和4年3月31日に在学している者については、従前の例による。
 - 13 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(別表第1)

国際コミュニケーション学部
国際コミュニケーション学科

授 業 科 目 の 名 称		配当 年次	単位数又は時間数			授業 形態	備 考
			必修	選択	自由		
文 化	歴史と文学	1・2		2		講義	卒業要件 124単位以上 基礎科目 必修単位数 16単位 選択必修単位数 4単位 計20単位以上
	伝統と文化	1・2		2		講義	
	倫理学	1・2		2		講義	
社 会	現代社会論1 (日本国憲法を含む)	1・2		2		講義	
	現代社会論2	1・2		2		講義	
	現代社会論3	2・3		2		講義	
	現代社会論4	3・4		2		講義	
基 礎 科 目	科学	環境と科学	1・2		2		講義
	情報処理入門	1・2		2		演習	
	情報リテラシー	1・2		2		講義	
ス ポ ー ツ	こころとからだ	1・2		2		講義	
	スポーツ1	1・2		1		実習	
	スポーツ2	2・3		1		実習	
	スポーツと健康	2・3		2		演習	
総 合 科 目	基礎英語1	1	2			演習	
	基礎英語2	1	2			演習	
	中国語I	1・2		2		演習	
	韓国語I	1・2		2		演習	
	フランス語I	1・2		2		演習	
	キャリア・デザイン1	1	2			講義	
	キャリア・デザイン2	1	2			講義	
	キャリア・デザイン3	2	2			講義	
	キャリア・デザイン4	2	2			講義	
	キャリア・デザイン5	3	2			演習	
	キャリア・デザイン6	3	2			演習	

授 業 科 目 の 名 称	配 当 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数			授 業 形 態	備 考
		必 修	選 択	自 由		
English Reading & Writing 1	1	2			演習	言語理解科目 必修単位数 20単位
English Reading & Writing 2	1	2			演習	
English Listening & Speaking 1	1	2			演習	言語理解科目、人間理解 科目、日本理解科目、国 際理解科目よりそれぞれ 選択必修4単位。
English Listening & Speaking 2	1	2			演習	
Advanced English Reading & Writing 1	2		2		演習	
Advanced English Reading & Writing 2	2		2		演習	
Advanced English Listening & Speaking 1	2		2		演習	
Advanced English Listening & Speaking 2	2		2		演習	
通訳英語	3・4		2		演習	
試験英語 1	1・2		2		演習	
試験英語 2	1・2		2		演習	
試験英語 3	2・3		2		演習	
試験英語 4	2・3		2		演習	
Communication English Skills 1	1	2			演習	言語 理解 科目 目
Communication English Skills 2	1	2			演習	
Communication English Skills 3	2	2			演習	
Communication English Skills 4	2	2			演習	
Communication English Skills 5	2	2			演習	
Communication English Skills 6	2	2			演習	
英語討論	3・4		2		演習	
実務英語 1	2・3		2		演習	
実務英語 2	2・3		2		演習	
実務英語 3	3・4		2		演習	
英語学概論	2・3		2		講義	
英語文学	2・3		2		講義	
英書講読 1	3・4		2		演習	
英書講読 2	3・4		2		演習	
Academic Writing	3・4		2		演習	
中国語Ⅱ	1・2		2		演習	
中国語Ⅲ	2・3		2		演習	
中国語Ⅳ	2・3		2		演習	
韓国語Ⅱ	1・2		2		演習	
韓国語Ⅲ	2・3		2		演習	
韓国語Ⅳ	2・3		2		演習	
フランス語Ⅱ	1・2		2		演習	
フランス語Ⅲ	2・3		2		演習	
フランス語Ⅳ	2・3		2		演習	
日本語Ⅰ	1・2		2		演習	※日本語Ⅰ～Ⅲは留学生・ 帰国子女及び日本以外の 国籍を有する者等
日本語Ⅱ	1・2		2		演習	
日本語Ⅲ	2・3		2		演習	

授 業 科 目 の 名 称		配当 年次	単位数又は時間数			授業 形態	備 考
			必修	選択	自由		
専 門 科 目	人 間 理 解 科 目	デジタルコンテンツ演習1	1・2	2		演習	上記の必修単位及び選択必修 単位を除き、言語理解科目、 人間理解科目、日本理解科目、 国際理解科目選択必修60単位 以上。
		デジタルコンテンツ演習2	1・2	2		演習	
		モバイル・コミュニケーション	1・2	2		講義	
		異文化コミュニケーション	2・3	2		講義	
		プレゼンテーション技術	1・2	2		講義	
		非言語コミュニケーション論	1・2	2		演習	
		ポップカルチャー論	1・2	2		講義	
		社会学概論	1・2	2		講義	
		教育心理学	1・2	2		講義	
		社会心理学	2・3	2		講義	
	教育社会学	2・3	2		講義		
	社会福祉	1・2	2		講義		
	ビジネス・コミュニケーション	1・2	2		演習		
	教職概論	1・2	2		講義		
	教育原理	1・2	2		講義		
	教育行政学	3・4	2		講義		
	道德教育の指導法	2・3	2		講義		
	特別支援教育	2・3	2		講義		
	インターンシップ	2・3	2		実習		
	ボランティア	2・3	2		実習		
日 本 理 解 科 目	日 本 理 解 科 目	日本文化論1	1・2	2		講義	
		日本文化論2	2・3	2		講義	
		日本文化論3	2・3	2		講義	
		日本社会論1	1・2	2		講義	
		日本社会論2	1・2	2		講義	
		日本社会論3	2・3	2		講義	
		日本語教育史	3・4	2		講義	
	日本の伝統文化	3・4	2		演習		
	国 際 理 解 科 目	国 際 理 解 科 目	国際コミュニケーション	1・2	2		講義
			国際関係	3・4	2		講義
国際政治史			1・2	2		講義	
国際金融			3・4	2		講義	
国際文化交流			1・2	2		講義	
地域文化事情1			1・2	2		講義	
地域文化事情2			1・2	2		講義	
地域文化事情3			1・2	2		講義	
地域文化事情4			2・3	2		講義	
地域文化事情5			2・3	2		講義	
地域文化事情6			2・3	2		講義	
海外研修			2・3	6		実習	
専 門 ゼ ミ ナ ー 科 目			国 際 コ ミュ ニ ケー シ ョ ン 関 連 ゼ ミ	演習1	3	2	
	演習2	3		2		演習	
	演習3	4		2		演習	
	演習4	4		2		演習	

履 修 方 法

区 分		必修	選択必修	卒業要件単位
基礎科目	文化		4	20単位以上
	社会			
	科学			
	スポーツ			
	総合科目	16		
専門科目	言語理解科目	20	4	96単位以上
	人間理解科目		4	
	日本理解科目		4	
	国際理解科目		4	
専門ゼミ科目	国際コミュニケーション関連ゼミ	8		8単位
合 計		44	80	124単位以上

(別表第2)

学生納付金内訳表

(単位 円)

	学 年	入学金	授業料	施設設備費	施設維持費	合 計	入学検定料
	武蔵野学院大学 (国際コミュニケーション学部) (国際コミュニケーション学科)	1年次	200,000	700,000	150,000	60,000	1,110,000
2年次		—	700,000	150,000	60,000	910,000	—
3年次		—	700,000	150,000	60,000	910,000	—
3年次 編入学		200,000	700,000	150,000	60,000	1,110,000	30,000
4年次		—	700,000	150,000	60,000	910,000	—

備考 (入学検定料について)

- * 大学入学共通テスト利用の場合には15,000円とする。
- 内部進学者選抜の入学検定料については5,000円とする。
- ウェブ出願の入学検定料については以下の通りとする。
- (1) 特待生選抜・一般選抜入学試験の場合は5,000円とする。
- (2) 大学入学共通テスト利用の場合は2,000円とする

武蔵野短期大学 学則

第1章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 本学は、教育基本法・学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、建学の精神「他者理解」に基づき、社会に寄与する主体性のある人材を育成することを目的とする。
- (1) 幼児教育に関して実践的能力と深い愛情と使命感をもち信念をもって教育を行える幼稚園教諭を養成する。
 - (2) 社会的使命感及び職業的自覚をもち、福祉に対して多様化しつつある社会的要請に精確に対応できる感覚と能力を備えた質の高い保育士を養成する。

(点検評価等)

- 第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について点検及び評価を行なうものとする。
- 2 前項の措置に加え、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
 - 3 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。
 - 4 認証評価に関し必要な事項は別に定める。

第2章 学科・学生及び修業年限

(学科及び学生定員)

- 第 3 条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。
- 幼児教育学科 入学定員 100人 総定員 200人 (保育士養成課程を含む)

(学科の目的)

- 第 4 条 幼児教育学科の目的を次のように定める。
- 1 広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、社会に寄与する主体性のある人材を育成すること。
 - 2 幼児教育者・保育者としての深い愛情と使命感を持ち、信念を持って教育にあたる幼稚園教諭・保育士の養成をすること。
 - 3 知的学習と実践的学習の調和、統合の上自ら学習し体得したものを幼稚園教諭・保育士として効果的に発揮できるような実践的・实际的教育を重視すること。
 - 4 創意と工夫により幼児教育者・保育者としての職務を現場で十分に達成できるよう基礎的な研究能力と積極的な研究態度を身に付けさせること。

(修業年限及び在学年限)

- 第 5 条 本学の修業年限は2年とする。
- 2 学年は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（平成26年5月30日法律第43号）に規定する休日

本学の開学記念日 6月25日

夏期休業日 8月1日から9月20日まで

冬期休業日 12月28日から翌年1月4日まで

学年末休業日 3月20日から3月31日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・退学及び休学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年のはじめとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の課程を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(6) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) その他、本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

- 第 11 条 本学に入學を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。
- 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

- 第 12 条 前条の入學志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
- 2 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）については別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

- 第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入學料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入學手続きを完了した者に入學を許可する。

(再入学・転入学)

- 第 14 条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入學を許可することがある。
- 2 前項の規定により入學を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在學すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退 学)

- 第 15 条 退學しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

- 第 16 条 疾病その他止むを得ない事情により3ヶ月以上修學することのできない者は、学長の許可を得て休學することができる。
- 2 疾病のため修學することが適当でない認められる者については、学長は休學を命ずることができる。

(休学の期間)

- 第 17 条 休學の期間は1年を超えることができない。但し、特別の事由がある場合は、引き続きさらに2年まで延長することができる。
- 2 休學の期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休學の期間は第5条第2項の在學年限に算入しない。

(復 学)

- 第 18 条 休學期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復學することができる。

(除 籍)

第 19 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 17 条第 1 項の休学期間を終了し、復学願等の手続きを行わない者、又は、第 17 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付せず納付期限を 3 ヶ月以上滞納した者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び授業日数)

第 20 条 授業科目を分けて基礎科目、専門科目とする。

- 2 授業科目、単位数等は別表の 1・2 のとおりとする。
- 3 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35 週を原則とする。
- 4 夏期休業日及び冬期休業日等の休業日に補講及び実習を行う場合がある。
- 5 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）については別に定める。

(単位の計算方法)

第 21 条 各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて、45 時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 22 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第 23 条 試験等の評価は、S・A・B・C・F をもって表し、C 以上を合格とする。評価の細部については別に定める評価に関する基準による。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 24 条 教育上有益と認められる時は、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学長が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認められる時は、学生が行なう他の短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定めた学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 教育上有益と認められる時は、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみることができる。
- 4 前2、3項の規定により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第6章 卒業等

（卒業の要件）

- 第25条 本学を卒業するためには、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を理解し達成でき、2年以上在学し、卒業に必要な62単位以上を取得した者とする。

（卒業認定・学位授与）

- 第26条 前条で所定の要件を満たした者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。
 - 3 卒業を認定した者に対し、短期大学士（幼児教育学）の学位を授与する。
 - 4 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については別に定める。

（資格の取得）

- 第27条 本学において取得することができる免許状及び資格は次のとおりとする。
- 免許状の種類 幼稚園教諭二種免許状・保育士証
- 2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第20条の規定による取得単位の他に、別に定めるところによる所定の単位を取得しなければならない。
 - 3 保育士証を取得しようとする者は、第20条の規定による取得単位の他に、別に定めるところによる所定の単位を取得しなければならない。
 - 4 幼稚園教諭二種免許状と保育士証を併せて取得しようとする者は、第20条の規定による取得単位の他に、別に定めるところによる所定の単位を取得しなければならない。

第7章 検定料・入学金・授業料その他費用

（検定料等の金額）

- 第28条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表のとおりとする。
- ※第27条第4項に該当する者は、その他に実験実習費と同額を納入しなければならない。

(授業料の納入期)

第 29 条 本学の授業料は次の 2 期に分けて納入しなければならない。但し、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前 期	300,000円	納 期	3 月末日
後 期	300,000円	納 期	9 月末日

(退学、除籍の場合の授業料及び停学の場合の授業料等)

第 30 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 31 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除し、当該免除分は月割をもって算出する。

(復学の場合の授業料等)

第 32 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 33 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該月までの授業料等を納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第 34 条 納付した検定料、入学金、授業料、施設費、実験実習費は原則として返還しない。但し、別に定める期日までに文書により入学辞退の申し出のあった者の授業料、施設費、実験実習費についてはこの限りではない。

第 8 章 教 職 員 組 織

(教職員組織)

第 35 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項に規定するもののほか学科長を置き、副学長を置くことができる。

3 1 項の規定にかかわらず、教育研究の組織編制上の適切性から准教授、助教又は助手は置かないことができる。

4 1 項の規定にかかわらず、講師は教育研究上の必要性がある時に置く。

5 学長は、全学を統括し、校務全般に関する最終決定権を有する。

6 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を司どる。

7 学科長は、学長、副学長を補佐する。

- 8 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。加えて、大学全体の運営を偏らず、司どる責任能力を有するものとする。
- 9 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 11 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 12 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 13 事務職員、その他の職員に関する規程は、別に定める。
- 14 本学に客員教授を置くことができる。客員教授は、特に学識経験の顕著な者、又は、教育研究上、特に業績のある者から選任する。
- 15 本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授については、別に定める。
- 16 本学に名誉学長を置くことができる。名誉学長については、別に定める。

第9章 教 授 会

(教授会)

- 第 36 条 本学に教授会を置く。
 - 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
 - 1) 学生の入学、卒業
 - 2) 学位の授与
 - 3) その他、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
 - 3 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学科長その他の組織の長（以下この項において「学長等」という。）が司どる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。
 - 4 その他教授会に関する規程は、別に定める。

(教授会の構成)

- 第 37 条 教授会は学長及び教授をもって組織する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(そ の 他)

- 第 38 条 本章に認めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生

(科目等履修生)

- 第 39 条 本学において特定の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という）があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第22条の規定を準用する。
 - 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表 彰)

- 第 40 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰 則)

- 第 41 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。
 - 3 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行なう。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(改 正)

- 第 42 条 本学則の変更は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、決定する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

- 2 昭和56年度から昭和57年度に、幼児教育学科の総定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

昭和56年度 150人

昭和57年度 300人

- 3 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 5 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 6 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

- 7 この学則は、平成3年4月1日から施行する。但し、第2章 学科・学生及び修業年限の項、第2条中の〔幼児教育学科〕の総定員は、平成3年度に限り250人とする。
- 8 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 9 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 10 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 11 この学則は、平成13年4月1日から施行する。但し、平成13年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 12 この学則は、平成14年4月1日から施行する。但し、平成14年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 13 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 14 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 15 この学則は、平成18年1月1日から施行する。
- 16 この学則は、平成19年4月1日から施行する。但し、27条（検定料等の金額）については、平成19年3月31日に在学している者は、従前の例による。
- 17 この学則は、平成22年4月1日から施行する。但し、平成22年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 18 この学則は、平成23年4月1日から施行する。但し、平成23年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 19 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 20 この学則は、平成27年1月1日から施行する。
- 21 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 22 この学則は、平成28年4月1日から施行する。但し、第8条及び第27条を除き、平成28年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 23 この学則は、平成29年4月1日から施行する。但し、平成29年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 24 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 25 この学則は、平成31年4月1日から施行する。但し、第8条及び第27条を除き、平成31年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 26 この学則は、令和元年8月23日から施行する。
- 27 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 28 この学則は、令和4年4月1日から施行する。但し、令和4年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 29 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

基礎科目（教養科目）

授 業 科 目 の 名 称		配 当 年 次	単 位 数		授 業 形 態	備 考	
			必 修	選 択			
人 文	文学	1		2	講義	注) 基礎科目の中から必修を含めて合計12単位以上履修。 (但し、人文・社会・自然の各分野よりそれぞれ1科目2単位以上履修のこと。)	
	音楽	1		2	講義		
	美術	1		2	講義		
	歴史学	1		2	講義		
社 会	法学（日本国憲法を含む）	1	2		講義		
	政治学	1		2	講義		
	日本文化論	1		2	講義		
	経済学	1		2	講義		
自 然	環境科学	1		2	講義		注) 情報処理入門は、幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は必修科目とする。
	自然科学概論	2		2	講義		
	情報処理入門	1		2	講義		
外 国 語	英会話Ⅰ	1		2	演習		注) 英会話Ⅰは、幼稚園教諭二種免許状並びに保育士証を取得しようとする者は、必修科目とする。
	英会話Ⅱ	2		2	演習		
保 健 体 育	体育実技	1		1	実技	注) 保健体育を履修する場合、実技・理論を履修のこと。 注) 幼稚園教諭二種免許状並びに保育士証を取得しようとする者は、必修科目とする。	
	体育理論	1		1	講義		
計			2	26			

別表2

専門科目	授 業 科 目 の 名 称	配 当 年 次	単位数		授 業 形 態	備 考
			必 修	選 択		
専 門 科 目	技 術、 領 域、 指 導 専 門 科 目	幼児と健康	1		1	注 専門科目の中から必修 を含めて合計50単位以 上履修。
		幼児と人間関係	1		1	
		幼児と環境	1		1	注 幼稚園教諭二種免許状・ 保育士証を取得して卒 業するのに必要な要件 については、別に定め る。
		幼児と言葉	1		1	
		幼児と表現	1		1	
		保育内容（健康）の指導法	1	1		
		保育内容（人間関係）の指導法	1	1		
		保育内容（環境）の指導法	1	1		
		保育内容（言葉）の指導法	1	1		
		保育内容（身体表現）の指導法	1	1		
		保育内容（造形表現）の指導法	1	1		
		保育内容（音楽表現）の指導法	1	1		
		保育内容総論	2	1		
		音楽表現Ⅰ	1	2		
		音楽表現Ⅱ	2		2	
		造形表現Ⅰ	1		2	
		造形表現Ⅱ	2		2	
		幼児音楽	2		2	
		幼児美術	2		2	
		幼児体育	2		2	
	保育指導論	1		2		
	児童文化	2		2		
	幼 児 教 育 専 門 科 目	教育原理	1	2		講義
		保育者論	1	2		講義
		教育社会学	1		2	講義
		教育・保育の心理学	1	2		講義
		特別支援教育概論(障害児保育を含む)	2		2	演習
		教育・保育課程論	2	2		講義
		教育方法	2		2	講義
		子どもの理解と援助	2		2	演習
		教育相談	2		2	講義
		幼児教育体験活動指導	1		1	講義
		幼児教育体験活動	1		2	実習
教育実習指導		2		1	講義	
教育実習		2		4	実習	
教職・保育実践演習（幼稚園）	2	2		演習		

専門科目	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態	備考	
			必修	選択			
専門科目	福祉専門科目	保育原理Ⅰ	1		2	講義	
		保育原理Ⅱ	2		2	演習	
		子ども家庭支援の心理学	2		2	講義	
		子ども家庭福祉	2		2	講義	
		社会福祉	1		2	講義	
		子ども家庭支援論	2		2	講義	
		社会的養護Ⅰ	1		2	講義	
		社会的養護Ⅱ	2		1	演習	
		子どもの保健	1		2	講義	
		子どもの健康と安全	2		1	演習	
		乳児保育Ⅰ	1		2	講義	
		乳児保育Ⅱ	2		1	演習	
		子どもの食と栄養	2		2	演習	
		子育て支援	2		1	演習	
		保育実習指導Ⅰ	1・2		2	演習	
		保育実習Ⅰ	1・2		4	実習	
		保育実習指導Ⅱ	2		1	演習	
		保育実習Ⅱ	2		2	実習	
		保育実習指導Ⅲ	2		1	演習	
		保育実習Ⅲ	2		2	実習	
総合科目	キャリア・ガイダンスⅠ	1	1		講義		
	キャリア・ガイダンスⅡ	1	1		講義		
	キャリア・ガイダンスⅢ	2	1		講義		
	キャリア・ガイダンスⅣ	2	1		講義		
計			24	75			
合計			26	101			

資格取得必要単位数

専 門 科 目	授業科目の名称	配 当 年 次	卒 業		幼 免		保 育 士		幼免+保育士		授 業 形 態	備 考
			単位数		単位数		単位数		単位数			
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
技 術 、 領 域 、 指 導 専 門 科 目	幼児と健康	1		1	○1		1		1		演習	注 卒業のみの者は、50単位以上取得 注 幼稚園教諭二種免許状のみで卒業する者は、50単位以上取得 注 ○印から12単位取得 □印から4単位取得 注 ●から保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位に加え必修6単位以上取得
	幼児と人間関係	1		1	○1		1		1		演習	
	幼児と環境	1		1	○1		1		1		演習	
	幼児と言葉	1		1	○1		1		1		演習	
	幼児と表現	1		1	○1		1		1		演習	
	保育内容(健康)の指導法	1	1		○1		1		1		演習	
	保育内容(人間関係)の指導法	1	1		○1		1		1		演習	
	保育内容(環境)の指導法	1	1		○1		1		1		演習	
	保育内容(言葉)の指導法	1	1		○1		1		1		演習	
	保育内容(身体表現)の指導法	1	1			○1	1		1		演習	
	保育内容(造形表現)の指導法	1	1			○1	1		1		演習	
	保育内容(音楽表現)の指導法	1	1			○1	1		1		演習	
	保育内容総論	2	1		○1		1		1		演習	
	音楽表現Ⅰ	1	2			□2		●2	●□2		演習	
	音楽表現Ⅱ	2		2				●2		●2	演習	
	造形表現Ⅰ	1		2		□2		●2	●□2		演習	
	造形表現Ⅱ	2		2				●2		●2	演習	
	幼児音楽	2		2				●2		●2	演習	
	幼児美術	2		2				●2		●2	演習	
	幼児体育	2		2				●2		●2	演習	
保育指導論	1		2				●2		●2	講義		
児童文化	2		2				●2		●2	講義		
幼 児 教 育 専 門 科 目	教育原理	1	2		2		2		2		講義	
	保育者論	1	2		2		2		2		講義	
	教育社会学	1		2	2			●2	●2		講義	
	教育・保育の心理学	1	2		2		2		2		講義	
	特別支援教育(障害児保育を含む)	2		2	2		2		2		演習	
	教育・保育課程論	2	2		2		2		2		講義	
	教育方法	2		2	2				2		講義	
	子どもの理解と援助	2		2	2		2		2		演習	
	教育相談	2		2	2				2		講義	
	幼児教育体験活動指導	1		1	□1				□1		講義	
	幼児教育体験活動	1		2	□2				□2		実習	
	教育実習指導	2		1	1				1		講義	
	教育実習	2		4	4				4		実習	
教職・保育実践演習(幼稚園)	2	2		2		2		2		演習		

専 門 科 目	授業科目の名称	配 当 年 次	卒 業		幼 免		保 育 士		幼 免 + 保 育 士		授 業 形 態	備 考
			単 位 数		単 位 数		単 位 数		単 位 数			
			必 修	選 択	必 修	選 択	必 修	選 択	必 修	選 択		
福 社 専 門 科 目	保育原理Ⅰ	1		2			2		2		講義	
	保育原理Ⅱ	2		2				●2		●2	演習	
	子ども家庭支援の心理学	2		2			2		2		講義	
	子ども家庭福祉	2		2			2		2		講義	
	社会福祉	1		2			2		2		講義	
	子ども家庭支援論	2		2			2		2		講義	
	社会的養護Ⅰ	1		2			2		2		講義	
	社会的養護Ⅱ	2		1			1		1		演習	
	子どもの保健	1		2			2		2		講義	
	子どもの健康と安全	2		1			1		1		演習	
	乳児保育Ⅰ	1		2			2		2		講義	
	乳児保育Ⅱ	2		1			1		1		演習	
	子どもの食と栄養	2		2			2		2		演習	
	子育て支援	2		1			1		1		演習	
	保育実習指導Ⅰ	1:2		2			2		2		演習	
	保育実習Ⅰ	1:2		4			4		4		実習	
	保育実習指導Ⅱ	2		1				●1		●1	演習	
	保育実習Ⅱ	2		2				●2		●2	実習	
	保育実習指導Ⅲ	2		1				●1		●1	演習	
	保育実習Ⅲ	2		2				●2		●2	実習	
総 合 科 目	キャリア・ガイダンスⅠ	1	1						1		講義	
	キャリア・ガイダンスⅡ	1	1						1		講義	
	キャリア・ガイダンスⅢ	2	1						1		講義	
	キャリア・ガイダンスⅣ	2	1						1		講義	
計			24	75	38	7	55	28	77	22		

学生納付金内訳表

(単位 円)

	学 年	入学金	授業料	施設設備費	実験実習費	合 計	入学検定料
武蔵野短期大学 幼児教育学科	1年次	300,000	600,000	180,000	100,000	1,180,000	25,000 ※15,000
	2年次	—	600,000	180,000	100,000	880,000	—

備考1 (実験実習費について)

○実験実習費の内訳は以下の通りである。

- (1) 幼稚園教諭二種免許状に関わる実験実習費は50,000円とする。
- (2) 保育士資格に関わる実験実習費は50,000円とする。

備考2 (入学検定料について)

※大学入学共通テストの利用の場合には15,000円とする。

○内部進学者選抜の入学検定料については5,000円とする。

○ウェブ出願の入学検定料については以下の通りとする。

- (1) 特待生選抜・一般選抜入学試験の場合は5,000円とする。
- (2) 大学入学共通テストの利用の場合は2,000円とする。

武蔵野学院大学大学院

国際コミュニケーション研究科

武蔵野学院大学大学院 建学の精神

武蔵野学院大学学長

高橋 暢 雄

私共武蔵野学院は明治45年設立の歴史ある学院です。明治・大正・昭和・平成・令和と変化する時代に合わせ、社会に貢献する有為の人材を養成してきました。現在では「社会を構成する多くの他者たちを、おのおのの立場を踏まえて等身大に理解し、協調・尊重して共に前進していく」ことを目指して「他者理解」という建学の精神を学院全体で掲げています。その精神を尊重しながら社会に資する先進的職業人として自覚を持った人物となってもらうことを目指しています。

高等教育においても、地元誘致で昭和56年に武蔵野短期大学を開学したところから現在まで、時代の変化に合わせて前進してきました。平成3年には現在の武蔵野学院大学の原点となる国際教養学科を設置し、その後のより高度な社会の要請に従い、コミュニケーションに主軸をおいた武蔵野学院大学を平成16年に、国際教養学科を発展解消する形でスタートさせました。

武蔵野学院大学は、更なるグローバル化・ボーダーレス化の進行と共に、国籍や言語、民族や文化の違いを超えて高度なコミュニケーションを修得した人材の育成を標榜し、多面的かつ国際的な視野からものごとを考えることが出来る柔軟な思考力と、新しい社会変化に柔軟に対応する洞察力と感受性に、新たな方向性としての創造力を備える人材の養成を目指しています。それには単に知識の習得にとどまらず、他者理解に基づいた共生の理念を持って国際社会と向き合うことが不可欠となります。

更に、従来のインプット重視型の教育に留まらない高等教育が必要となることから、継続的に大学院の設置を目指し、平成19年に武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻修士課程を設置しました。継続して、博士課程の設置を段階的に行い、平成23年に国際コミュニケーション研究科日中コミュニケーション専攻博士後期課程を設置し、平成29年には国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻博士後期課程に課程変更して現在に至ります。

武蔵野学院大学大学院は、社会に対して有用なるアウトプットの出来る人材の育成を目指しており、研究者養成を主眼に置いています。研究者と言っても、現場を持ちながら多面的に問題を捉え、問題解決をする実践的な立ち位置であれ、知の遺産として後世に対して知の蓄積を志すのであれ、単なる知識のインプットの整理羅列ではなく、社会変化を前向きに把握し、高度な知的素養を活かして、良き社会、良き未来作りに貢献出来ることを願っています。

大学院生の皆さんは、建学の精神と教育の特色を理解した上で、先行する知を尊重し、自らの知識を多面的に整えて、社会に有用たる研究成果を残すことに誠実に取り組んでください。これからの社会は益々進化・変容していくことと思います。流行と不易という言葉がありますが、変わりゆくものと変わり得ないものを見極めながら、弛まぬ努力を続ける研究者は必ずしや社会に必要とされると考えています。ご期待申し上げます。

武蔵野学院大学大学院 建学の精神

「他者理解」

武蔵野学院大学大学院 教育目的

武蔵野学院大学大学院は、建学の精神「他者理解」に基づき、広い視野に立って学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて高度な知識基盤社会を支える人材の育成を図ると共に、高度な学術研究への道を開き、もって我が国及び国際社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

(武蔵野学院大学大学院学則 第1条)

国際コミュニケーション研究科の教育目的及び方針

国際コミュニケーション研究科の目的を次のように定める。

国際感覚を持ち、国際的舞台や大学、研究機関等で研究者として活躍しうる知識、言動、行動に加え、異文化理解に関するコミュニケーション能力を有し、知識基盤社会をリードする高度な学識を備えた人材育成を目的とする。

国際コミュニケーションを実現する為に、高度なコミュニケーション・スキルや理論を修得した上で、国際的な視点から日本文化・社会を捉え、国際文化・社会の深い理解力を身につけた、高度な学識を備え、学際的な教育・研究を行うことを教育研究の目的とする。

博士前期課程及び博士後期課程の目的を次のように定める。

(1) 国際コミュニケーション専攻博士前期課程

知識基盤社会を支える高度な知的素養を備えた人材養成への期待は、国際的なものとなっている。本専攻では、「国際コミュニケーション」に関する専門的知見を高め、これをもって知識基盤社会を支え、高度な学識を備え、且つ職業的舞台で展開していくスキルと知識を深めるという実践的観点から、教育・研究を行うことを理念とする。そこで、高度なコミュニケーション・スキルや理念を修得した上で、日米中を中心とした文化・社会の深い理解力を身につけ、高度な知的素養を備える人材の養成を目的とする。

(2) 国際コミュニケーション専攻博士後期課程

知識基盤社会を支える高度な知的な素養を備えた人材養成への期待は、国際的なものとなっている。本専攻では国際感覚を持ち、国際的舞台や大学研究機関で研究者等として活躍しうる知識、行動力ならびに異文化理解に関するコミュニケーション能力を有し、もって知識基盤社会をリードする高度な学識を備えるという観点から教育・研究を行うことを理念とする。そこで、高度なコミュニケーション・スキルを背景にして、文化・社会を高度なレベルで理解、研究し、「他者理解」に基づく「共生的社会」を構築していこうとする問題意識を持ち多面的な異文化理解の交流や相互の発展を企図する。本専攻はこうした必要性に対応するものとして、「国際コミュニケーション」を掲げ、学際的な教育・研究を実施し、その教育・研究の専門家の養成を目的とする。

また、教育目的をふまえてディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を定めている。

I 教員組織

(2024年3月6日時点)

武蔵野学院大学大学院 国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻博士前期課程
〔専任〕

職名	氏名	おもな担当授業科目
学長 教授	たか 高 橋 のぶ 暢 雄	コミュニケーション特殊講義2、 研究指導1・2（発表指導・研究倫理含む）
副学長 研究科長 教授	さ 佐 さ き 木 たかし 隆	国際文化特殊講義1、研究指導1～4（発表指導・研究倫理含む）
副学長 教授	はやし 林 たけし 猛	日本文化特殊講義2、研究指導1～4（発表指導・研究倫理含む）
教授	さわ 澤 ぐち とし 俊 之	コミュニケーション特殊講義3
教授	たか 高 橋 えみ 美 子	日本文化特殊講義1・3、研究指導1～4（発表指導・研究倫理含む）
教授	とらんぶりーじゅふりー TRAMBLEY Jeffrey	英語コミュニケーション特殊演習1、 研究指導1・2（発表指導・研究倫理含む）
教授	く ぼ た 久保田 さとし 哲	日本社会特殊講義2、研究指導1・2（発表指導・研究倫理含む）
教授	すな 砂 こ 子 たけ 岳 ひこ 彦	コミュニケーション特殊講義1、研究指導1・2（発表指導・研究倫理含む）
教授	わ 和 だ けん 賢 治	国際文化特殊講義3、研究指導1～4（発表指導・研究倫理含む）
教授	はやし 林 だい 大 すけ 輔	国際社会特殊講義1、研究指導1・2（発表指導・研究倫理含む）
准教授	あき 穂 もと 元 み 美 さき 咲	英語コミュニケーション特殊演習2、（研究指導補助）
講師	いい 飯 だ 明 あけ 美	日本語特殊演習2、（研究指導補助）

武蔵野学院大学大学院 国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻博士後期課程

〔専任〕

職名	氏名	おもな担当授業科目
学長 教授	たか 高 橋 のぶ 幸 雄	コミュニケーション特殊研究1、(研究指導)
副学長 研究科長 教授	さ さ き たかし 佐 々 木 隆	国際文化特殊研究1、(研究指導)
副学長 教授	はやし たけし 林 猛	日本文化特殊研究1、(研究指導)
教授	たか 高 橋 えみ 子 高 橋 恵美子	日本文化特殊研究2、(研究指導)
教授	く ぼ た さとし 久 保 田 哲	日本社会特殊研究1、(研究指導)
教授	わ だ けん じ 和 田 賢 治	国際社会特殊研究1、(研究指導)

Ⅱ 2024年度教育計画（行事予定）抜粋

一 武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科一

前 期

オリエンテーション（健康診断含む）	4月2日（火）～5日（金）
履修申請開始	4月2日（火）
履修申請締切	4月5日（金） 正午
入学式	4月6日（土）
前期授業開始	4月8日（月）
履修追加申請開始	4月8日（月）
博士論文・修士論文論題変更願提出締切（秋修了予定者）	4月9日（火） 午後4時まで
博士論文提出資格申請・博士論文論題届提出締切（春修了予定者）	4月10日（水） 午後4時まで
履修追加申請締切	4月11日（木） 午後4時
学友会総会	4月26日（金）
昭和の日（授業なし）	4月29日（月）
憲法記念日（授業なし）	5月3日（水）
みどりの日（授業なし）	5月4日（木）
振替休日	5月6日（月）
研究計画書提出締切（春入学者）	5月22日（水） 午後4時まで
博士論文・修士論文提出締切	5月31日（金） 午後4時まで
修士論文論題届提出締切（春入学2年生）	6月12日（水） 午後4時まで
創立記念日（授業あり）	6月25日（火）
海の日（授業あり）	7月15日（月）
前期授業終了	7月29日（月）
博士・修士論文最終試験	7月30日（火）～8月2日（金）
研究発表会	8月5日（月）～7日（水）
夏期休暇	8月5日（月）～9月20日（金）
研究報告書提出締切（秋入学者）	8月22日（木） 正午まで
秋学位授与式	9月18日（水）

後 期

後期オリエンテーション（履修指導日）	9月11日（水）
秋入学者オリエンテーション	9月12日（木）
秋入学式	9月18日（水）
後期授業開始	9月23日（月）
博士論文提出資格申請・博士論文論題届提出締切（秋修了予定者）	9月23日（月） 午後4時まで
スポーツの日（授業あり）	10月14日（月）
博士論文提出予定者公开发表会	10月19日（土）
大学祭準備期間（授業なし）	10月23日（水）～25日（金）
大学祭	10月26日（土）～27日（日）
大学祭後片付け（授業なし）	10月28日（月）
大学祭の振替休日（授業なし）	10月29日（火）
振替休日（授業なし）	11月4日（月）
博士論文・修士論文論題変更願提出締切（春修了予定者）	11月7日（木） 午後4時まで
研究計画書提出締切（秋入学者）	11月13日（水） 午後4時まで
学友会中央委員会	11月22日（金）
勤労感謝の日（授業なし）	11月23日（土）
博士論文・修士論文提出締切	11月30日（土） 正午まで
修士論文論題届提出締切	12月4日（水） 午後4時まで
授業終了	12月27日（金）
冬期休暇	12月28日（土）～1月5日（日）
授業開始	1月6日（月）
成人の日（授業なし）	1月13日（月）
後期授業終了	1月27日（月）
博士・修士論文最終試験	1月28日（火）～1月30日（木）
研究発表会	2月4日（火）～6日（木）
研究報告書提出締切（春入学者）	2月22日（土） 正午まで
博士論文提出予定者公开发表会	3月11日（火）
学位授与式	3月19日（水）
春期休暇	3月24日（月）～

* 8月8日（木）～8月17日（土）、12月28日（土）～1月5日（日） 全学閉鎖

* 変更等については、大学の掲示板（教務部）等でお知らせ致します。

Ⅲ カリキュラム・ポリシー (博士前期課程：教育課程編成・実施の方針)

カリキュラム・ポリシーとは簡単に言えば、本学の建学の精神、教育理念、養成する人材像を実現するための基本的な考え方を具体化したもの。以下のような方針に基づいて博士前期課程のカリキュラム（教育課程）を編成している。

- 1 知識基盤社会を支える高度なコミュニケーション・スキルを備え、我が国及び国際社会の発展と文化の進展に寄与し、専門性を構築できる人材養成を目指し、言語・コミュニケーション科目、日本文化・社会科目、国際文化・社会科目を配置する。
- 2 言語・コミュニケーション科目では英語・中国語又は日本語によるコミュニケーション能力を国際社会で通用するレベルまで引き上げ、日本を基盤に置いた国際コミュニケーションを具体化するために、中国語においては日中比較言語の視点よりコミュニケーション能力を高める科目を配置する。
- 3 日本文化・社会科目では日本を起点にして「自己と他者」、「共通性と共感」を意識し、国際的な視点から見た日本文化・社会について問題意識と研究課題を持って研究に邁進するための科目を配置する。
- 4 国際文化・社会科目では日本・米国・中国を中心にして、「自己と他者」、「共通性と共感」といった国際コミュニケーションに関する問題意識と研究課題を持って研究に邁進するための科目を配置する。
- 5 しっかりとした勤労観、職業観を持ち、研究者としての姿勢を身に付け、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人・研究者として自立していくことができるようにするため研究指導（発表指導・研究倫理を含む）を位置付けた。
- 6 これまで身に付けた知識基盤社会を支える高度なコミュニケーション・スキル及び専門性の深い見識を統合し、院生全員に対して最終的には修士論文として結実できるよう、研究指導教員により細かな研究指導を行う。研究指導は必修として位置付け、研究者としての姿勢や社会人として自立できるような人間教育を兼ねる。

Ⅳ ディプロマ・ポリシー (博士前期課程：修了認定・学位授与の方針)

本学では以下のような能力を身につけ研究成果をおさめ、かつ所定の単位を修得した学生は、修了が認定され、修士（国際コミュニケーション）の学位が授与される。

- 1 国際コミュニケーションの知識と理論
多様化・複雑化する国際コミュニケーションの理論を中心に、専門性の高い見識を深め、高度な学識を身に付けた人材。
- 2 研究者としての汎用的技能
カリキュラムの多面的履修を通して、知識基盤社会を支える高度のコミュニケーション・スキルとして語学、その背景にあるコミュニケーション理論を備え、研究者として問題を解決に導く姿勢を身に付けた人材。
- 3 研究者としての態度・志向性
建学の精神「他者理解」に基づき、研究倫理を遵守し、研究者として研究計画・研究発表・研究報告・論文執筆に真摯に取り組む姿勢を身に付けた人材。
- 4 総合的な研究経験を通しての創造性と独自性
2年間にわたる「講義」「演習」を通して身に付けた専門的な知識を基に、研究指導を十分に受け、国際コミュニケーションの視点からの研究をまとめた修士論文が、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力などを統合し、これまでの先行研究を踏まえ、十分な実証が行われ、確かな見識を身に付けた人材。

V 修了要件

博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出、その審査と最終試験（口頭試問）に合格すること。ただし、在学期間中、特に優れた業績を上げたものについては、1年以上在学で足りるものとする。

科 目	必修	選択必修	選択	備 考
言語・コミュニケーション科目	0	4	10	選択とは、各科目群の選択必修単位以外10単位以上の意味
日本文化・社会科目	0	4		
国際文化・社会科目	0	4		
(研究指導)	8	0		
合 計	8	12	10	30単位以上

修了要件：必修科目単位8単位、選択必修科目12単位、選択科目10単位（備考欄記載の条件を満たすこと）以上、合計単位30単位以上を修得した上で修士論文を提出し、本大学院が行う修士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。

VI 教育課程表

国際コミュニケーション研究科 国際コミュニケーション専攻 博士前期課程

授業科目の概要		配当 年次	単位数又は時間数			授業 形態	備 考
			必修	選択	自由		
言語・コミュニケーション科目	英語コミュニケーション特殊演習1	1・2		2		演習	選択必修4単位
	英語コミュニケーション特殊演習2	1・2		2		演習	
	中国語コミュニケーション特殊演習1	1・2		2		演習	
	中国語コミュニケーション特殊演習2	1・2		2		演習	
	日本語特殊演習1	1・2		2		演習	
	日本語特殊演習2	1・2		2		演習	
	コミュニケーション特殊講義1	1・2		2		講義	
	コミュニケーション特殊講義2	1・2		2		講義	
	コミュニケーション特殊講義3	1・2		2		講義	
日本文化・社会科目	日本文化特殊講義1	1・2		2		講義	選択必修4単位
	日本文化特殊講義2	1・2		2		講義	
	日本文化特殊講義3	1・2		2		講義	
	日本文化特殊講義4	1・2		2		講義	
	日本社会特殊講義1	1・2		2		講義	
	日本社会特殊講義2	1・2		2		講義	
	日本社会特殊講義3	1・2		2		講義	
国際文化・社会科目	国際コミュニケーション特殊講義1	1・2		2		講義	選択必修4単位 上記各科目群の選択必修単位数以外10単位以上を履修し、合計22単位以上
	国際コミュニケーション特殊講義2	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義1	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義2	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義3	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義4	1・2		2		講義	
	国際社会特殊講義1	1・2		2		講義	
	国際社会特殊講義2	1・2		2		講義	
	国際社会特殊講義3	1・2		2		講義	
国際社会特殊講義4	1・2		2		講義		
研究指導	研究指導1 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	必修8単位
	研究指導2 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	
	研究指導3 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	
	研究指導4 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	

VII 研究指導について

大学院教育では、学部学習における学生の履修指導とは異なり、大学院生がクリエイティブな意欲を持ってさまざまな志向性や関心、知的研究心に応じて課題、進路を選択し、その専門性や応用力を高める研究が可能となるよう配慮している。

教育課程は授業内容の形態として「特殊講義」「特殊演習」に分けて構成した。「特殊講義」は、当該科目の基礎をふまえた上で専門的な諸問題を取り上げる講義を通して、理論的な理解力を高める。「特殊演習」は具体的なテキスト等を用い、コミュニケーション・言語・政治・経済・文化現象などを取り上げ、大学院生が主体的に研究する手法を学べるようにし、専門とする分野から研究のテーマを選び、修士論文執筆へ導く。修士論文の指導は、主査と副査の2人指導体制で行う。

研究指導は、大学院生の履修した「研究指導（発表指導・研究倫理含む）」の担当教員が年間を通して行う。研究指導は1、2年間を通じて行うこととする。（「履修の手引き&修士論文に関する要項」を配付するので、詳細は参照のこと）（秋入学者は約半期ずれるものとなる）

1年次

1. 1年次の初めに、研究指導担当教員が研究についてのガイダンス及びオリエンテーションを行い、研究の概念を理解させる。
2. 4月下旬に大学院生の研究課題を決定し、研究指導教員の決定を行う。
3. 5月中旬に研究計画書を提出する。

2年次

1. 2年次の始めに修士論文のテーマを決定し、提出する。
2. 研究指導教員に、修士論文概要を逐次報告し、指導を受ける。
3. 12月上旬に修士論文を提出する。
4. 論文審査委員会において論文審査、及び最終試験（口頭試問）を行う。

VIII 修了年限

修業年限は2年とする。ただし、学部時代に既に大学院相当の単位を履修し、また学部時代の成績が特に優秀で、研究計画書作成の段階において研究課題及び研究方法が確立しており、学部から積み重ねてきた研究成果が1年間で十分論文としてまとめあげられる見通しがある場合、もしくは本大学院に入る前に他の大学院等で大学院の単位を10単位以上取得し、継続的な研究成果を1年間であげられる見通しがある場合においては、必要な単位を履修し修士論文審査に合格した者は、1年で修了する場合もある。（1年間の履修上限単位は26単位である）

職業を有している等の事情により、標準修業年限（2年）では大学院の教育課程の履修が困難な院生のために、「長期履修制度」を設ける。事情に応じ標準修業年限を超えて計画的に教育課程を修了し、学位取得が可能となるように配慮する。「長期履修」院生の在学期間は3年以上4年以下とする。

Ⅸ 資格について

本大学院では資格や免許に関する教育課程を特に設けていないが、武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部の資格や免許を履修することで取得できる資格等が設置されているので、科目等履修生として履修することで取得できる資格や免許がある。(科目等履修生になるには、新たに手続きが必要となる) 大学院博士前期課程は2年間という修業年限の中で修士論文などを作成のための研究指導も入ることから、大学院生としての履修や研究計画をよく考え、また、学部の時間割等を確かめながら取り組むことになるので、資格・免許については様々な条件もあることから、教務部と相談しながら履修については考慮することが望ましい。なお、4月の学部のオリエンテーション等での説明会に出席することで、詳しい説明を聞くことができるので利用してもらいたい。資格・免許については、この便覧の学部のところを参照してもらいたい。

Ⅹ カリキュラム・ポリシー (博士後期課程：教育課程編成・実施の方針)

カリキュラム・ポリシーとは簡単に言えば、本学の建学の精神、教育理念、養成する人材像を実現するための基本的な考え方を具体化したもの。以下のような方針に基づいて博士後期課程のカリキュラム(教育課程)を編成している。

- 1 実践的で高度なコミュニケーションの研究に重点を置き、国際コミュニケーションに深い理解を目指す人材を養成するため、言語・コミュニケーション研究科目、日本文化・社会研究科目、国際文化・社会研究科目を配置する。
- 2 言語・コミュニケーション研究科目では、言語やコミュニケーションから派生する文化的な影響の研究が深められる科目を配置する。
- 3 日本文化・社会研究科目では、日本文化・社会を中心に日本文化・社会の独自性や日本文化・社会と異文化社会との異同を究明する科目を配置する。
- 4 国際文化・社会研究科目では、国際文化・社会を中心にグローバルな視点からの研究が深められ、国際社会から見た日本の位置を究明する科目を配置する。
- 5 勤労観、職業観、研究者としての姿勢を身に付け、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人・研究者として自立していくことができるようにするものとして、院生が最終的に研究として博士論文として結実できるよう、研究指導教員により細やかな研究指導を行う。

XI ディプロマ・ポリシー (博士後期課程：修了認定・学位授与の方針)

本学では以下のような能力を身につけ研究成果をおさめ、かつ所定の単位を修得した学生は、修了が認定され、博士（国際コミュニケーション）の学位が授与される。

- 1 国際コミュニケーションの知識・理解
国際コミュニケーションの基盤となる言語及びコミュニケーションに関する理解を深める一方、歴史的背景を踏まえると共に時代の流れを意識しながら良好な国際関係を築けるよう確かな見識を身に付けた人材。
- 2 国際コミュニケーションの背景の文化・社会の理解
カリキュラムの多面的履修や各自の研究を通して、日本文化・社会、国際文化・社会に関する深い理解と高い見識を備え、研究者として問題を解決に導く能力を身に付けた人材。
- 3 研究者としての態度・志向性
建学の精神「他者理解」に基づき、研究倫理を遵守し、研究者として研究計画・研究発表・研究報告・論文執筆に真摯に取り組む姿勢やプレゼンテーション能力など研究者としての汎用的な能力を身に付けた人材。
- 4 総合的な研究経験を通しての創造性と独自性
研究指導等を通して身に付けた専門的な知識を基に、国際コミュニケーションの視点からの研究をまとめた博士論文が、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力などを統合し、これまでの先行研究を踏まえ、十分な実証が行われ、確かな見識を身に付けた人材。

XII 修了要件

大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出、その審査と最終試験（口頭試問）に合格すること。

科 目	必修	選択必修	選択	修了要件単位
言語・コミュニケーション研究科目	0	2	2	選択とは、各科目群の選択必修単位以外2単位以上の意味
日本文化・社会研究科目	0	2		
国際文化・社会研究科目	0	2		
(研究指導)	—	—	—	
合 計	0	6	2	8単位以上

修了要件：選択科目8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、本大学院が行う博士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。

XIII 教育課程表

授業科目の概要		配当年次	単位数又は時間数			授業形態	備 考
			必修	選択	自由		
言語・コミュニケーション研究科目	言語コミュニケーション特殊研究1	1・2		2		演習	選択必修2単位
	言語コミュニケーション特殊研究2	1・2		2		演習	
	コミュニケーション特殊研究1	1・2		2		演習	
	コミュニケーション特殊研究2	1・2		2		演習	
日本文化・社会研究科目	日本文化特殊研究1	1・2		2		演習	選択必修2単位
	日本文化特殊研究2	1・2		2		演習	
	日本社会特殊研究1	1・2		2		演習	
	日本社会特殊研究2	1・2		2		演習	
国際文化・社会研究科目	国際文化特殊研究1	1・2		2		演習	選択必修2単位 上記各科目群の選択必修単位以外2単位以上を履修し、合計8単位以上
	国際文化特殊研究2	1・2		2		演習	
	国際社会特殊研究1	1・2		2		演習	
	国際社会特殊研究2	1・2		2		演習	
(研究指導)		1~3	—	—	—		

XIV 研究指導について

(1) 履修指導、研究指導及び博士論文審査の方法

授業科目の履修及び研究指導の実施に当っては、院生が希望する研究分野に該当する研究指導教員を定める。院生は研究指導教員の指導に基づき、研究分野に沿った履修計画並びに博士学位論文作成等の計画を立て、博士学位論文提出へと導いていく。

博士論文の審査は、主査1名と副査2名の3人の審査体制で行う。なお、審査の公平性を確保するため、原則として、研究指導教員は主査を務めないこととする。

博士後期課程の入学から修了までの履修・研究指導は、原則として次の過程に従って実施する。

1. 研究指導教員の決定（1年次4月～5月）（秋：1年次9月～10月）
 - ①院生は、希望する研究分野、研究指導教員名を研究科委員会に提出する。
 - ②研究科委員会は、院生の申請を元に研究分野及び研究指導に適した研究指導教員1名を決定し、院生に通知する。
2. 履修指導及び研究テーマの決定（1年次4月～5月）（秋：1年次9月～10月）
 - ①研究指導教員は、院生の研究に直接必要とする授業科目や教育・研究者として重要な授業科目の履修を指導する。
 - ②院生は、研究指導教員の指導に基づき、研究テーマを決定し、研究指導教員を通して研究科委員会に申請する。
3. 研究計画の立案及び指導（1年次6月～1月）（秋：1年次11月～6月）
 - ①研究指導教員は、研究方法、文献検索の方法、文献精読等により、院生の研究計画の立案指導を行う。
 - ②院生は、決定した研究テーマについて研究計画を立案し、研究指導教員に提出する。
 - ③研究計画は、研究の進捗を勘案しながら、変更が生じたときはその都度研究指導教員の指導に基づき再提出し、1年次の1月（秋入学者は6月）までに決定する。
4. 研究の遂行及び指導（1年次7月～3年次12月）（秋：1年次12月～3年次5月）
 - ①1年次では、主に文献調査、先行研究の整理、仮説の設定を行い研究方法を明確化した上で、文献精読、調査等を実施する。2年次には、資料蒐集、整理等の本格的な研究活動を開始する。3年次の9月（秋入学者は2月）までに仮説を実証する資料蒐集、整理、解析等を行い、論文のまとめを行う。
 - ②研究指導教員は、院生の研究進捗を確認すると共に、文献精読、調査等の指導を行い、研究遂行に関する全般的な指導、研究成果のまとめ方を指導する。
 - ③院生は、1年次・2年次の年度末に研究の進捗状況について、5000字程度のサマリーを作成し、研究指導教員に提出する。
5. 研究中間発表会（1年次7月～2年次2月）（秋：1年次12月～2年次7月）
 - ①研究科委員会は、院生の研究成果の中間的な発表の場として、公開の中間発表会を開催する。
 - ②公開の中間発表会は、1年次の7月下旬、2月下旬、2年次の7月下旬、2月下旬の4回実施する。
 - ③中間発表会には、大学院教授の全員の出席を求め、発表内容に係る問題点の指摘、助言を行う。研究指導教員は、指摘された問題点の解決方法等についての指導を実施する。

6. 論題の提出及び論文提出資格の審査（3年次4月）（秋：3年次9月）
 - ①院生は、研究科委員会に研究指導教員の承認を得て、最終的な博士論文の論題を提出する。
 - ②院生は、研究科委員会に博士論文提出資格審査を申請する。
 - ③論文提出資格は、単位の取得状況、研究指導の受講状況、研究中間発表の状況、他論文の発表状況等を確認し修了見込みのある院生に与える。
 - ④研究科委員会は、院生が論文を提出するための資格の有無を審査し、その結果を院生に通知する。
7. 論文審査委員会の設置（3年次5月）（秋：3年次10月）
 - ①研究科委員会は、博士論文審査に関する主査1名、副査2名による博士論文審査委員会を設置し、院生に通知する。
 - ②主査及び副査は、当該研究に関連深い学問領域を担当する教員のうち（研究指導教員を除く）研究指導の資格を有する者の中から選任し、院生に対して予断を持つことなく、評価することとする。
8. 研究発表会（3年次10月）（秋：3年次3月）
 - ①研究科委員会は、博士論文に係る研究発表の場として、公開の研究発表会を開催する。
 - ②主査及び副査は、研究発表会に出席し、その発表状況を審査資料とする。
9. 博士論文の提出（3年次12月）（秋：3年次5月）
 - ①院生は、完成した博士論文を所定の期日（春入学者：12月上旬、秋入学者：5月下旬）までに研究科委員会に提出する。
10. 最終試験並びに合否判定（3年次2月～3月）（秋：3年次7月～8月）
 - ①主査及び副査は、博士論文を審査すると共に、その論文内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、判定結果を研究科委員会に報告する。
 - ②研究科委員会は、主査及び副査による博士論文の審査結果及び最終試験（口頭試問）の判定結果並びに当該院生の単位取得状況により博士後期課程修了の合否を判定する。
 - ③合格判定の博士論文は、学術誌等へ掲載し公表するよう指導する。
11. 博士後期課程の修了及び学位の授与（3年次3月）（秋：3年次9月）
 - ①学長は、研究科委員会の判定結果に基づき、博士の学位を授与する。
 - ②学位の授与は、学位記（修了証書）を交付して行う。

XV 修了年限

博士後期課程の修了要件は、研究科に3年以上在学し、所定の科目について8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(1年間の履修上限単位は6単位である)

XVI その他

前述以外の大学院の学内事務等については、この便覧の学部のところを参照してもらいたい。授業や科目の履修等については教務部、学生生活一般については学生部、修了後の進路については就職部、留学や国際交流については国際センター、各種証明書等の発行は事務局が取り扱っている。

武蔵野学院大学大学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 武蔵野学院大学大学院（以下「本大学院」という）は、建学の精神「他者理解」に基づき、広い視野に立って学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて高度な知識基盤社会を支える人材の育成を図ると共に、高度な学術研究への道を開き、もって我が国及び国際社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検評価)

第 2 条 本大学院の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検評価を行い、その教育研究活動の改善に努める。

2 自己点検評価に関し必要な事項は別に定める。

(課 程)

第 3 条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期課程（2年）と後期課程（3年）に区分し、前期課程（2年）を修士課程と取り扱う。

3 この学則において前項の前期課程（2年）は博士前期課程、後期課程（3年）は博士後期課程とする。

(研究科、専攻及び入学定員)

第 4 条 本大学院に国際コミュニケーション研究科（以下「研究科」という）を置く。

2 前項の研究科の専攻、及び入学定員は次の通りである。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	博士前期課程	10名	20名
	国際コミュニケーション専攻	博士後期課程	3名	9名

(研究科、専攻の目的)

第 5 条 国際コミュニケーション研究科及び博士前期課程及び博士後期課程の目的を次のように定める。

2 国際コミュニケーション研究科の目的を次のように定める。

国際感覚を持ち、国際的舞台や大学、研究機関等で研究者として活躍しうる知識、言動、行動に加え、異文化理解に関するコミュニケーション能力を有し、知識基盤社会をリードする高度な学識を備えた人材育成を目的とする。

国際コミュニケーションを実現する為に、高度なコミュニケーション・スキルや理論を修得した上で、国際的な視点から日本文化・社会を捉え、国際文化・社会の深い理解力を身につけた、高度な学識を備え、学際的な教育・研究を行うことを教育研究の目的とする。

3 博士前期課程及び博士後期課程の目的を次のように定める。

(1) 国際コミュニケーション専攻博士前期課程

知識基盤社会を支える高度な知的素養を備えた人材養成への期待は、国際的なものとなっている。本専攻では、「国際コミュニケーション」に関する専門的知見を高め、これをもって知識基盤社会を支え、高度な学識を備え、且つ職業的舞台で展開していくスキルと知識を深めるという実践的観点から、教育・研究を行うことを理念とする。そこで、高度なコミュニケーション・スキルや理念を修得した上で、日米中を中心とした文化・社会の深い理解力を身につけ、高度な知的素養を備える人材の養成を目的とする。

(2) 国際コミュニケーション専攻博士後期課程

知識基盤社会を支える高度な知的な素養を備えた人材養成への期待は、国際的なものとなっている。本専攻では国際感覚を持ち、国際的舞台や大学研究機関で研究者等として活躍しうる知識、行動力ならびに異文化理解に関するコミュニケーション能力を有し、もって知識基盤社会をリードする高度な学識を備えるという観点から教育・研究を行うことを理念とする。そこで、高度なコミュニケーション・スキルを背景にして、文化・社会を高度なレベルで理解、研究し、「他者理解」に基づく「共生的社会」を構築していこうとする問題意識を持ち多面的な異文化理解の交流や相互の発展を企図する。本専攻はこうした必要性に対応するものとして、「国際コミュニケーション」を掲げ、学際的な教育・研究を実施し、その教育・研究の専門家の養成を目的とする。

(修業年限)

- 第 6 条 博士前期課程の標準修業年限は 2 年とする。
- 2 博士前期課程で在学期間中に特に優れた業績をあげた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。
 - 3 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位を勘案した場合には、1 年を超えない範囲で博士前期課程の在学期間とみなすことができる。ただし、博士前期課程には 1 年以上在学することとする。
 - 4 博士後期課程の標準修業年限は 3 年とする。

(在学年数の制限)

- 第 7 条 博士前期課程の在学年数は 4 年を超えることができない。
- 2 博士後期課程の在学年数は 6 年を超えることができない。

第2章 教員組織及び運営

(担当教員)

- 第8条 大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。
- 2 大学院の研究指導は、教授が担当するものとし必要な場合は准教授及び講師に分担させることができる。

(研究科委員会)

- 第9条 本大学院の研究科に研究科委員会を設ける。
- 2 研究科委員会は、学長及び研究科の授業を担当する教授を委員として組織する。
 - 3 研究科委員会に関し必要な事項は別に定める。

(研究科長)

- 第10条 本大学院に研究科長を置く。
- 2 研究科長は、大学院研究科長選出規程により、研究科委員会を構成する教授の中から理事会が決定する。
 - 3 研究科長は、研究科を統括する。
 - 4 研究科長は、研究科委員会を招集して議長となる。
 - 5 研究科長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(研究科委員会の審議事項)

- 第11条 本大学院に研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
 - 1) 学生の入学、課程の修了
 - 2) 学位の授与
 - 3) その他、教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
 - 3 研究科委員会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の組織の長（以下この項において「学長等」という。）が司どる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 4 その他研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第3章 授業科目・履修方法及び学位授与の方法

(授業科目・単位数・指導教員)

- 第12条 研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表の通りとする。
- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 前2項の授業は、外国において履修させることができる。
 - 4 研究科は学位論文作成の研究指導のため、研究科委員の中から専門分野に応じて選考された本学教授、准教授より、指導教員を定める。
 - 5 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については別に定める。

(長期履修生)

- 第13条 院生で長期履修を希望する者がある時は、選考の上、博士前期課程では3年もしくは4年、博士後期課程では4年から6年の長期履修を認めることが出来る。

(授業科目の履修)

- 第14条 院生は、各自の研究分野を定め、その目的に適するよう指導教員の指導により授業科目を履修するものとする。

(他の大学院の科目の履修)

- 第15条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、院生に他の大学院の科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により、院生が履修した科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 3 前項により与えることのできる博士前期課程の単位数は、第17条第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数を合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

- 第16条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院、又は研究所等の協議に基づき、院生に他の大学院、又は研究所において、必要な研究指導を受けさせることができる。当該研究指導を受ける期間は、博士前期課程では1年を超えないものとする。
- 2 前項の規定により受けた研究指導は、修了要件となる研究指導と認めることができる。
 - 3 他の大学院等における研究指導の実施に関し必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第17条 研究科において、教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む）において、履修した科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の、本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものは、次のように定める。

- (1) 博士前期課程は15単位を超えない範囲で本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - (2) 博士後期課程は2単位を超えないものとする。
- 3 前項により与えることのできる博士前期課程の単位数は、第15条第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数を合わせて20単位を超えないものとする。

(試験及び単位の認定)

第 18 条 科目を履修し、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(博士前期課程及び博士後期課程の修了要件)

- 第 19 条 博士前期課程の修了要件は、研究科に2年以上在学し、第12条の規定により、所要の科目について研究指導を含めて30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関して、特に優れた業績をあげた者については、研究科において特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 博士後期課程の修了要件は、研究科に3年以上在学し、第12条の規定により、所定の科目について8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(学位論文の審査、及び最終試験)

- 第 20 条 修士及び博士の学位授与の審査は、研究科委員会が行う。
- 2 博士前期課程及び博士後期課程に所定の期間在学して、所定の単位を修得して学位論文を提出した者について、学位論文の審査、及び最終試験を行う。
- 3 修士及び博士の学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会の定める審査員がこれを行う。
- 4 研究科委員会は学位論文の審査、及び最終試験の結果について総合審査を行い、合格・不合格を決定する。
- 5 本大学院の博士後期課程を経ずして論文を提出し、博士の学位を請求する者については第19条2項により学位を授与される者と同等以上の学力があると認められる時は、その論文の審査と最終試験を行い、合格・不合格を決定する。

(修了認定・学位授与)

- 第 21 条 学長は、博士前期課程を修了した者には、修士（国際コミュニケーション）の学位を授与する。
- 2 学長は、博士後期課程を修了した者には、博士（国際コミュニケーション）の学位を授与する。
- 3 学長は、第20条第5項により論文の審査と最終試験に合格した者には、博士（国際コミュニケーション）の学位を授与する。
- 4 修了・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については別に定める。

第4章 入学・退学等

(入学の時期)

第22条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、教育上支障がないと認められる場合は学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第23条 博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とし、かつ入学選抜試験に合格した者でなければならない。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者。
- (2) 学士の学位を有する者。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者。
- (6) 本大学院において、次に掲げる各号に該当する22歳に達した者で、個別の入学資格審査の結果、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
 - イ. 高等専門学校、短期大学の卒業生
 - ロ. 専修学校、各種学校の卒業生
 - ハ. 外国大学日本分校、外国人学校の卒業生
- (7) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とし、かつ入学選抜試験に合格した者でなければならない。

- (1) 修士の学位または専門職学位を有する者。
- (2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者。
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査の結果、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達した者。

(入学の出願)

第24条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の書類に検定料を添えて出願しなければならない。

2 出願の時期・方法・書類等については、募集要項に定める。

(入学者の選抜・選考)

第25条 入学志願者については、選抜試験を行う。

2 入学者の選考は、研究科委員会において行う。

3 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）については別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

- 第 26 条 入学選抜試験の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学)

- 第 27 条 大学院を修了した者、又は退学した者で本大学院に再入学・転入学を志願する者があるときは、研究科委員会において選考の上、学長が入学を許可することがある。
- 2 前項の入学を許可された者の、既に履修した科目、及び単位の取扱い、並びに修業年限は研究科委員会において定める。

(休学)

- 第 28 条 病気その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学の事由が消滅したときは、復学願を提出しなければならない。復学の時期は学期の始めとする。
- 4 休学の期間は、当該学年度とし、やむを得ない場合は、この期間を延長することができる。
- 5 休学期間は、通算して博士前期課程で2年、博士後期課程で3年を超えることができない。
- 6 休学期間は、第7条の在学期間に算入しない。

(退学)

- 第 29 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。
- 2 博士前期課程に4年在学し、所定単位の未修得、並びに修士論文及び最終試験に不合格の者は退学となる。
- 3 博士後期課程に6年在学し、所定単位の未修得、並びに博士論文及び最終試験に不合格の者は退学となる。

(除籍)

- 第 30 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。
- (1) 第28条第5項に定める休学期間を超えてなお、復学できない者。
- (2) 授業料等の納付を怠り督促してもなお納付しない者。
- (3) 長期間に渡り行方不明の者。

第5章 社会人入学・外国人入学

(社会人入学)

第31条 本大学院に入学を希望する社会人は、別に定める特別の選考を経て入学を許可することがある。

(外国人入学)

第32条 本大学院に入学を希望する外国人は、別に定める特別の選考を経て入学を許可することがある。

第6章 学年及び休業日

(学年、休業日)

第33条 本大学院の学年及び休業日に関する事項は、武蔵野学院大学学則第10条、第11条、第12条を準用する。

第7章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別研究生

(研究生)

第34条 本大学院の博士前期課程及び博士後期課程を修了し、さらに研究を続けようとする者は、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、研究生として在学を許可することがある。

2 本大学院以外の者で、特定の研究を希望する者がある時は、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、研究生として在学を許可することがある。

(科目等履修生)

第35条 本大学院の授業科目中、特定の授業科目の単位取得を希望する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として受講を許可し、所定の単位を授与することがある。

2 科目等履修生として受講することが出来る単位は15単位以内とする。

(聴講生)

第36条 本大学院の授業科目中、特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、聴講生として受講を許可することがある。

2 聴講生として受講することが出来る単位は博士前期課程は12単位以内、博士後期課程は2単位以内とする。

(特別研究生)

第37条 他の大学院（外国の大学院等を含む）との協議に基づき、当該地の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受ける希望の者がある時は、本大学院の教育に支障のな

い限り、選考の上、特別研究生として研究指導を受けることが出来る。

第8章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料、入学金、授業料等)

第38条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料等は別表に定める通りとする。

(長期履修生、研究生、科目等履修生、聴講生、特別研究生の入学検定料、授業料等)

第39条 長期履修生、研究生、科目等履修生、聴講生、特別研究生の入学検定料、授業料等については別に定める。

(その他)

第40条 授業料等の納期、納付した授業料等の返還、休学、復学、学年の途中で修了、退学、除籍等の授業料等は、武蔵野学院大学学則第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条を準用する。

第9章 奨学金制度

(奨学金)

第41条 人物、学業成績等が優秀な院生又は経済的に修学困難な事情が生じた院生に対しては、選考の上奨学金を貸与若しくは給費することがある。

2 奨学金制度については別に定める。

第10章 賞 罰

(表彰)

第42条 院生として表彰に値する行為があった者には、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することが出来る。

(学位の取り消し)

第43条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、研究科委員会の議を経て、学長が学位を取り消すものとする。

2 学位を得た者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、その授与した学位を、学長が取り消すことがある。

(罰 則)

第44条 本大学院の学則に違反し、又は院生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する院生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学業が劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 本大学院の秩序を乱し、その他院生としての本分に反した者。

第11章 改 正

(改 正)

第 45 条 本大学院学則の変更は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、決定する。

附 則

1. 本大学院学則に規定のない単位の計算方法等の事項は、武蔵野学院大学学則第26条、第27条、第28条、第29条、第49条を準用する。
2. この学則は文部科学大臣の認可の日（平成18年11月30日）から施行する。
3. この学則は平成21年4月1日から施行する。
4. この学則は平成23年4月1日から施行する。但し、平成23年3月31日に在学している者については、従前の例による。
5. この学則は平成27年1月1日から施行する。
6. この学則は平成27年4月1日から施行する。
7. この学則は平成28年4月1日から施行する。なお、本大学院学則に規定のない単位の計算方法等の事項は、武蔵野学院大学学則第27条、第28条、第29条、第30条、第50条を準用する。
8. この学則は平成29年4月1日から施行する。但し、平成29年3月31日に在学している者については従前の例による。
9. この学則は令和2年4月1日から施行する。
10. この学則は令和3年4月1日から施行する。
11. この学則は令和4年4月1日から施行する。但し、第12条第2項及び第3項を除き、令和4年3月31日に在学している者については従前の例による。日中コミュニケーション専攻博士後期課程は令和4年3月31日で廃止する。
12. この学則は令和5年4月1日から施行する。
13. この学則は令和6年4月1日から施行する。但し、令和6年3月31日に在学している者については、従前の例による。

(別表第1)

国際コミュニケーション研究科
国際コミュニケーション専攻 (博士前期課程)

授業科目の概要		配当 年次	単位数又は時間数			授業 形態	備 考
			必修	選択	自由		
言語・コミュニケーション科目	英語コミュニケーション特殊演習1	1・2		2		演習	選択必修4単位
	英語コミュニケーション特殊演習2	1・2		2		演習	
	中国語コミュニケーション特殊演習1	1・2		2		演習	
	中国語コミュニケーション特殊演習2	1・2		2		演習	
	日本語特殊演習1	1・2		2		演習	
	日本語特殊演習2	1・2		2		演習	
	コミュニケーション特殊講義1	1・2		2		講義	
	コミュニケーション特殊講義2	1・2		2		講義	
	コミュニケーション特殊講義3	1・2		2		講義	
日本文化・社会科目	日本文化特殊講義1	1・2		2		講義	選択必修4単位
	日本文化特殊講義2	1・2		2		講義	
	日本文化特殊講義3	1・2		2		講義	
	日本文化特殊講義4	1・2		2		講義	
	日本社会特殊講義1	1・2		2		講義	
	日本社会特殊講義2	1・2		2		講義	
日本社会特殊講義3	1・2		2		講義		
国際文化・社会科目	国際コミュニケーション特殊講義1	1・2		2		講義	選択必修4単位
	国際コミュニケーション特殊講義2	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義1	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義2	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義3	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義4	1・2		2		講義	
	国際社会特殊講義1	1・2		2		講義	
	国際社会特殊講義2	1・2		2		講義	
	国際社会特殊講義3	1・2		2		講義	
国際社会特殊講義4	1・2		2		講義		
研究指導	研究指導1 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	必修8単位
	研究指導2 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	
	研究指導3 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	
	研究指導4 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	

上記各科目群の選択必修単位以外10単位以上を履修し、合計22単位以上

国際コミュニケーション研究科
国際コミュニケーション専攻（博士後期課程）

授業科目の概要		配当 年次	単位数又は時間数			授業 形態	備 考
			必修	選択	自由		
言語・コミュニケーション 研究科目	言語コミュニケーション特殊研究 1	1・2		2		演習	選択必修 2 単位
	言語コミュニケーション特殊研究 2	1・2		2		演習	
	コミュニケーション特殊研究 1	1・2		2		演習	
	コミュニケーション特殊研究 2	1・2		2		演習	
日本文化・社会 研究科目	日本文化特殊研究 1	1・2		2		演習	選択必修 2 単位
	日本文化特殊研究 2	1・2		2		演習	
	日本社会特殊研究 1	1・2		2		演習	
	日本社会特殊研究 2	1・2		2		演習	
国際文化・社会 研究科目	国際文化特殊研究 1	1・2		2		演習	選択必修 2 単位 上記各科目群の選択必修単位 以外 2 単位以上を履修し、合 計 8 単位以上
	国際文化特殊研究 2	1・2		2		演習	
	国際社会特殊研究 1	1・2		2		演習	
	国際社会特殊研究 2	1・2		2		演習	
(研究指導)		1~3	-	-	-		

履修方法

履修方法（博士前期課程）

科 目	必修	選択必修	選択	修了要件単位
言語・コミュニケーション科目	0	4	10	選択とは、各科目群の選択必修単位以外10単位以上の意味
日本文化・社会科目	0	4		
国際文化・社会科目	0	4		
研究指導	8	0		
合 計	8	12	10	30単位以上

修了要件：必修科目単位8単位、選択必修科目12単位、選択科目10単位（備考欄記載の条件を満たすこと）以上、合計単位30単位以上を修得した上で修士論文を提出し、本大学院が行う修士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。

履修方法（博士後期課程）

科 目	必修	選択必修	選択	修了要件単位
言語・コミュニケーション研究科目	0	2	2	選択とは、各科目群の選択必修単位以外2単位以上の意味
日本文化・社会研究科目	0	2		
国際文化・社会研究科目	0	2		
(研究指導)	—	—	—	
合 計	0	6	2	8単位以上

修了要件：選択科目8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、本大学院が行う博士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。

(別表第2)

学生納付金内訳表

(単位 円)

武蔵野学院大学大学院 国際コミュニケーション研究科 国際コミュニケーション専攻 (博士前期課程)	学年	入学金
	1年次	180,000
	2年次	-

授業料	施設費	合計	入学検定料
630,000	170,000	980,000	30,000
630,000	170,000	800,000	-

武蔵野学院大学大学院 国際コミュニケーション研究科 国際コミュニケーション専攻 (博士後期課程)	学年	入学金
	1年次	180,000
	2年次	-
	3年次	-

授業料	施設費	合計	入学検定料
530,000	170,000	880,000	30,000
530,000	170,000	700,000	-
530,000	170,000	700,000	-

学生納付金内訳表

武蔵野学院大学大学院 国際コミュニケーション研究科 国際コミュニケーション専攻 (博士後期課程)	学年	授業料 (半期)
	4年次	100,000 (50,000)
	5年次	100,000 (50,000)
	6年次	100,000 (50,000)

* 修業年限3年で修了要件8単位を取得し、研究指導を受け博士論文提出のために所定の博士後期課程在学延長届を提出した場合の授業料等（施設費は免除）は以上の通りとする。

※最新の学則は本学ホームページでも公開しています。

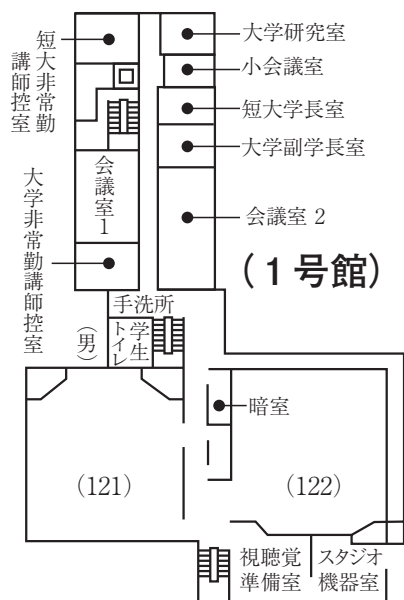
・主な在学生用証明書・願届書一覧

証 明 書 名 称	費用	備 考
在 学 証 明 書	300円	※英文による各証明書類は、10日前に申し込むこと。 ※英文による各証明書類の手数料は200円増となります。 ※学費等の未納の場合には卒業（修了）見込証明書等が発行できなくなりますので、卒業年度生は十分に注意して下さい。（成績保留者） ※卒業（修了）見込関係の証明書発行は、最終学年に入ってから発行致します。 ※時間割の証明など、その他、必要な書類は要相談。 ※シラバスの証明書は基本的に1学年1000円。申し込みの際は教務部に要相談。2018年度以降のシラバスは、大学ホームページより印刷することが可能です。 ※規程により一部開示できない場合があります。
在 学 期 間 証 明 書	300円	
卒 業 ・ 修 了 見 込 証 明 書	300円	
成 績 証 明 書	300円	
単 位 取 得 見 込 証 明 書	300円	
取 得 見 込 証 明 書 中 学 校 教 諭 (英 語)	300円	
取 得 見 込 証 明 書 高 等 学 校 教 諭 (英 語)	300円	
取 得 見 込 証 明 書 日 本 語 教 員 取 得 見 込 証 明 書	300円	
社 会 福 祉 主 事 任 用 資 格 に 関 す る 単 位 取 得 見 込 証 明 書	300円	
取 得 見 込 証 明 書 幼 稚 園 教 諭	300円	
取 得 見 込 証 明 書 保 育 士	300円	
健 康 診 断 証 明 書	300円	
そ の 他 の 証 明 書	※内容・手数料はお問い合わせください	

願 届 書 名 称	申し込み期限 (休日等・学校封鎖 期間を含まず)	取り扱い場所				備 考
		申し 込 込	発行及 び届出	受取	費用	
学生証（身分証明書）再交付	その都度	事務局	学生部	学生部	2700円	※学生証は、申請後発行 までに2週間程度かか ります。
通 学 証 明 書	3 日 前	事務局	事務局	事務局	20円～	
住 所 変 更 届	その都度	学生部	学生部			
副 保 証 人 変 更 届	その都度	学生部	学生部			
改 姓 届	その都度	学生部	学生部			
本 籍 変 更 届	その都度	学生部	学生部			
学 割 証	3 日 前	事務局	事務局	事務局	20円～	
合 宿 願	1 か月前	学生部	学生部	学生部		
海 外 渡 航 届	1 週間前	学生部	学生部			
催 物 届	1 週間前	学生部	学生部	学生部		
課 外 活 動 登 録 (団 体)	掲 示 日	学生部	学生部	学生部		
施設使用願 (管理機材使用許可願)	1 週間前	学生部	学生部	学生部		
紛 失 ・ 盗 難 届	その都度	学生部	学生部	学生部		
駐 車 許 可 願	1 週間前	学生部	学生部	学生部		
自 己 の 個 人 情 報 開 示 請 求 書	その都度	事務局	事務局	事務局	300円	

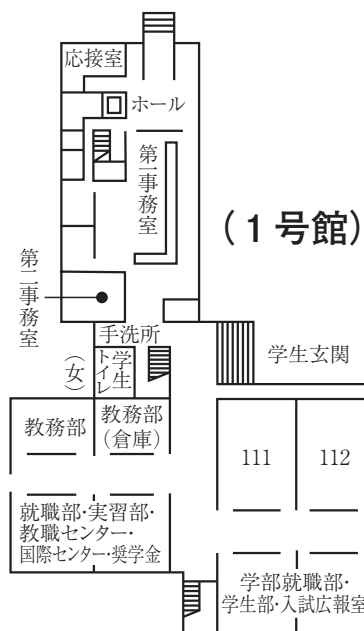
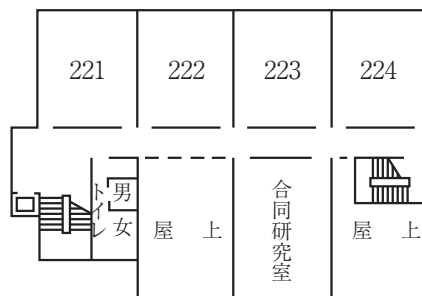
※申込・受取り時には学生証を提示して下さい。 ※費用はすべて事務局で前払のこと。
 ※各種証明書の発行につきましては、本学ホームページ「各種証明書の発行について」をご確認ください。

校舎平面図



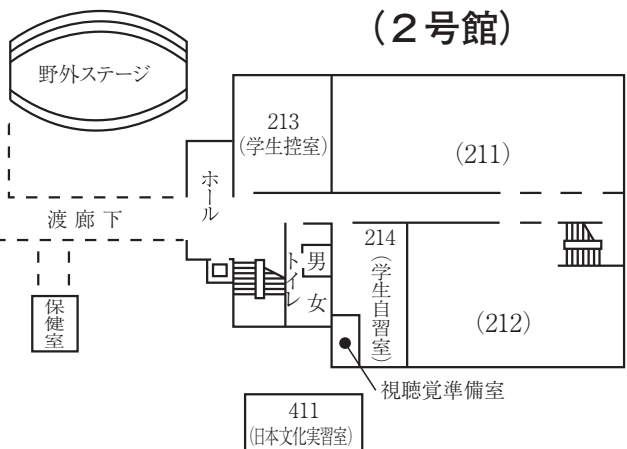
2 F

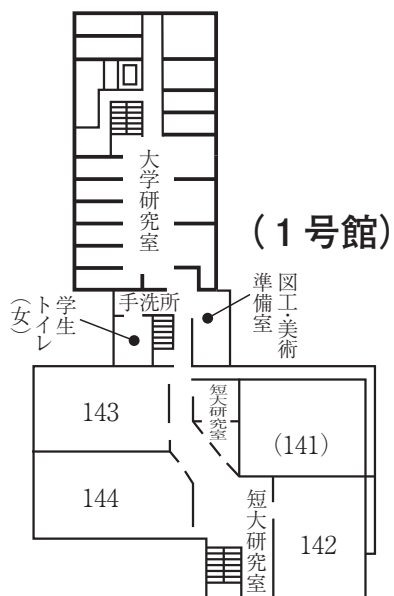
(2号館)



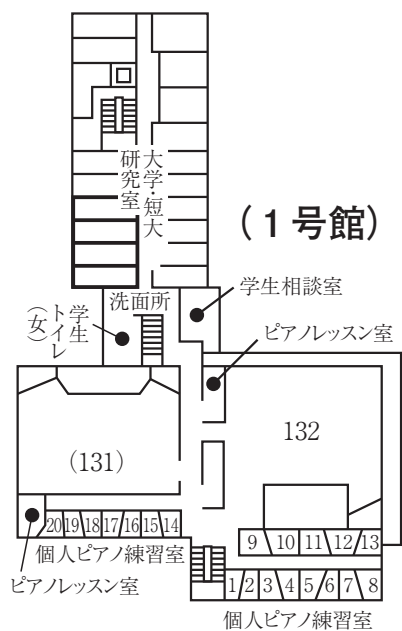
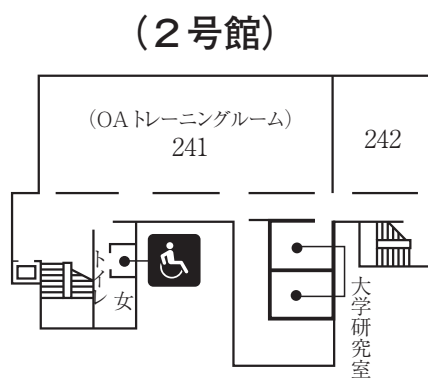
1 F

(2号館)

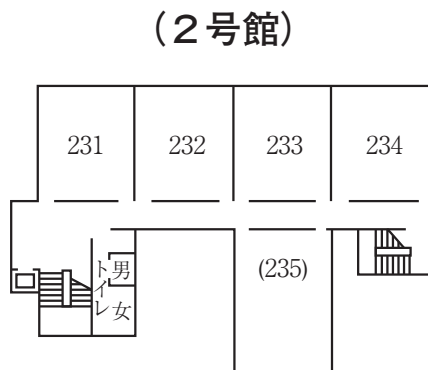


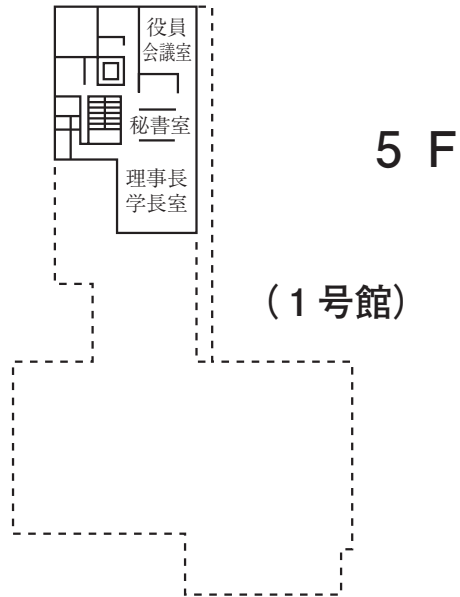


4 F

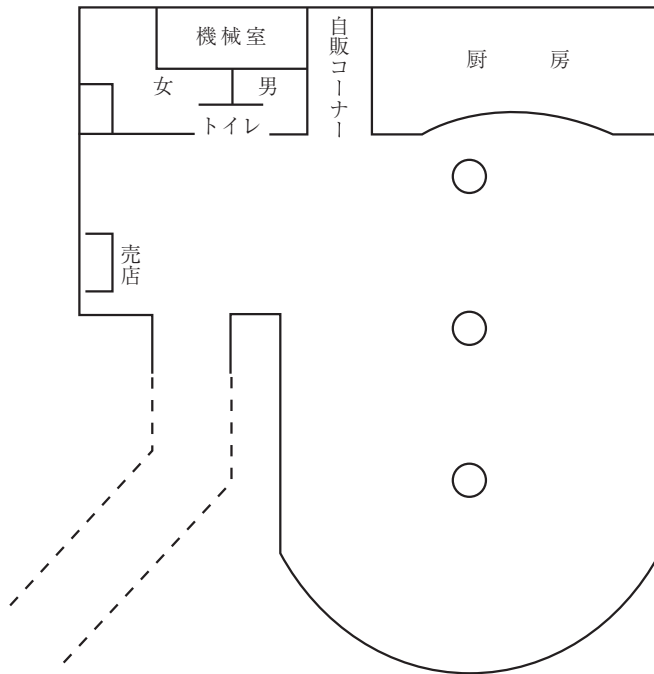


3 F

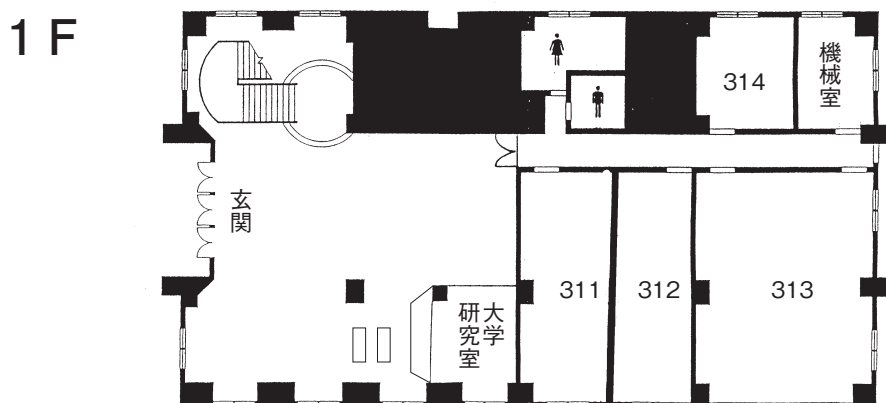
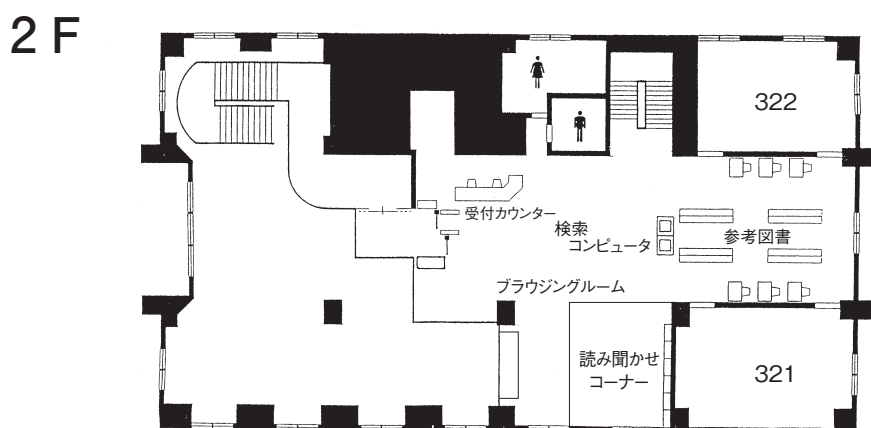
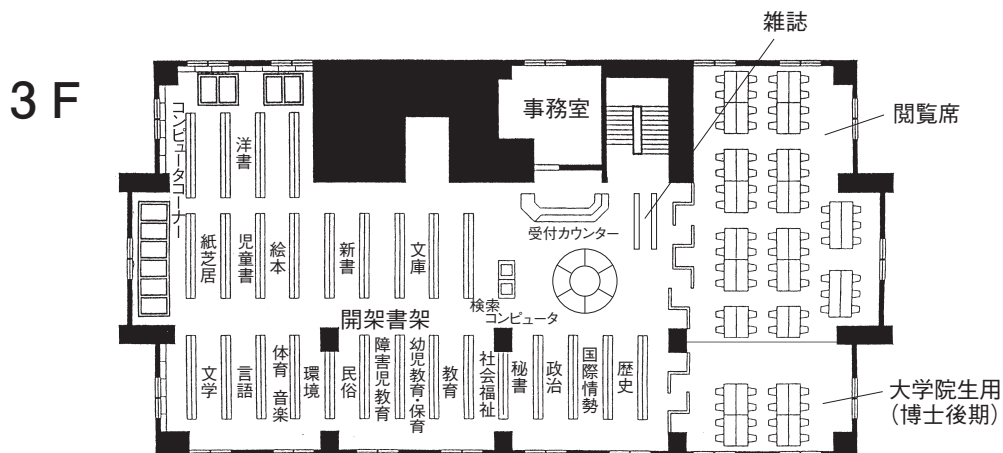




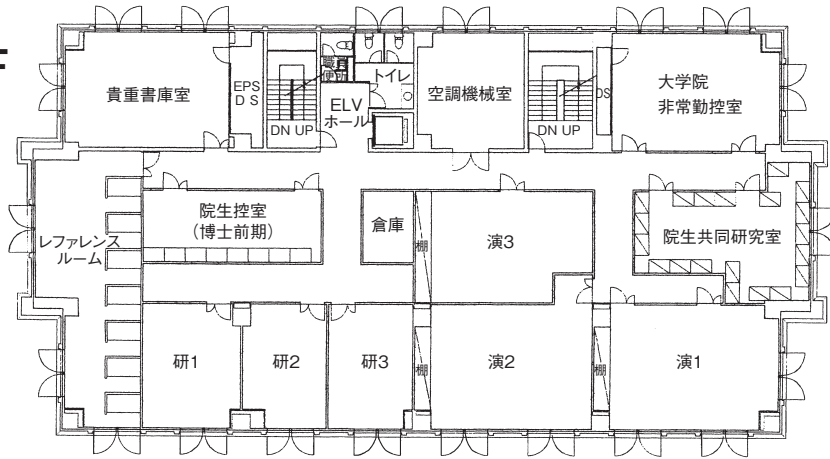
(ゼロカフェ)



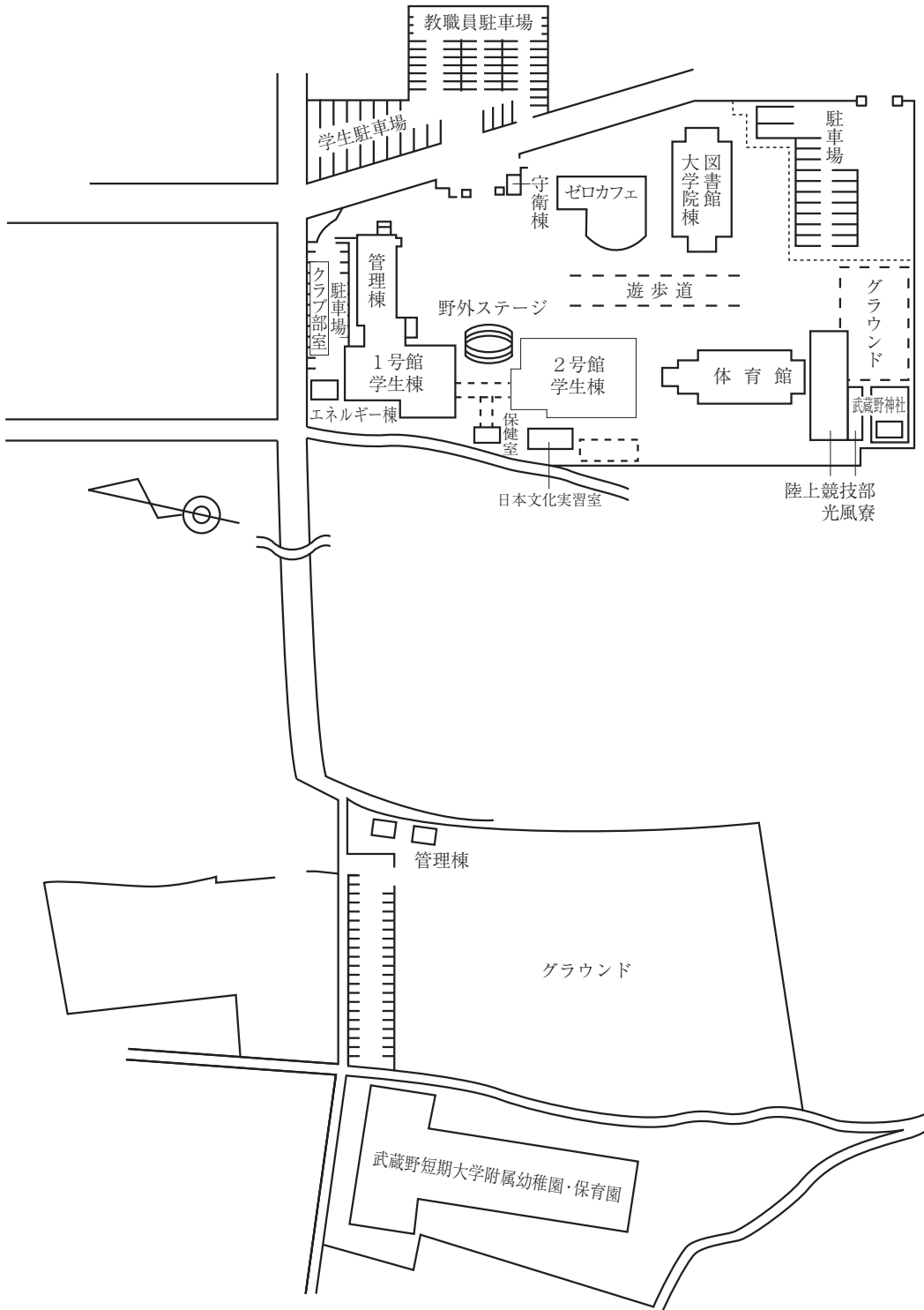
(図書館・大学院棟平面図)



4 F



— 武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学・武蔵野短期大学施設一覽 —



本書に記載されている内容は、2024年3月6日時点のものです。

この便覧と時間割は、本学ホームページにも掲載されていますので、適宜御活用下さい。

ホームページへの掲載は4月中を予定しています。

編集：武蔵野学院大学・武蔵野短期大学教務部

〒350-1328 狭山市広瀬台3-26-1

TEL 04 (2954) 6131

FAX 04 (2954) 6134

<http://www.musashino.ac.jp>

E-mail : kyoumu@u.musa.ac.jp

印刷：株式会社 総和社

東京都新宿区榎町39-3

神楽坂法曹ビル202

発行：2024年3月30日